

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、4番 土屋範晃議員の発言を許します。土屋範晃議員。

〔4番 土屋範晃 議員 登壇〕

◎4番（土屋範晃議員）

おはようございます。先の通告にしたがいまして、令和6年9月定例会の一般質問をいたします。私からは大きく3つの項目について質問いたします。

初めに、ふるさと納税についてであります。今年度はさくらんぼの不作の他、田畑が豪雨災害に見舞われました。農産物を返礼品の主軸とする、本市のふるさと納税への影響や、現時点における寄附額の見通しはどのようになっているのでしょうか。また、その見通しを受けて、来年度のふるさと納税の返礼品の選定や、歳入予算をどのように積算していくのでしょうか。

次に、市内経済の活性化についてであります。尾花沢市を持続・発展させていくためには、地域経済の循環を高めていく必要があると考えます。地域経済循環率の向上に向けて、各産業の生産、付加価値額を高めていくことや、市内消費の喚起、市外からお金を獲得するためにどのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、補助事業の見直しについてであります。本市のホームページによれば、令和6年度における本市の補助事業は170事業あります。しかしながら、数年にわたり実績のない事業もあり、役目を終えているものや、現在のニーズにそぐわないような事業が残っていると推察できます。そうした事業が存在している以上、担当する職員は、その事業内容を理解することや、いつでも受付できるように、書類等の準備に時間を割くことになるうえ、1人当たりの担当業務が増え続け、関連法令等の改正にも気を配る必要があります。限られた人員や予算や時間の中で、尾花沢市が発展していくために、積極的な事業の廃止や見直しが必要であると考えますが、どのように取り組んでいくのか伺います。以上、質問席からの質問とし、答弁を受けて、自席より再質問させていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

皆さんおはようございます。土屋議員からは大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、ふるさと納税についてお答えを申し上げます。

近年の異常気象は、農産物の生育に大きな影響を与えており、本市が共通返礼品として提供しているさくらんぼについても、今年の出荷量が大幅に減少し、一部の寄附者にお届けすることができませんでした。未発送の寄附件数につきましては、約6,400件であります。今後、代替品として「ラ・フランスとリンゴのセット」をお届けする予定であり、なお、寄附者の意向を確認しながら、現在対応を進めているところであります。

このような状況の中で、今年度の寄附額につきましては、順調に推移しており、7月末現在で6億2億16万3,000円の寄附額となり、昨年度の同時期と比較して145.6%の伸びとなっております。これは、主力返礼品である尾花沢すいかが、対前年比107%と伸びていること、また銀山温泉宿泊助成に対する寄附額も対前年比182%と大きく伸びていることが主な要因であり、さらに、今年度は国内における米の需要の高まりから、米の返礼品も対前年比270%と大きな伸びとなっているところであります。

今後の見通しにつきましては、令和6年産米に対する寄附の増加も見込まれるほか、銀山温泉の雪が降る冬にかけての需要が期待されるものであります。また、令和7年産のスイカの寄附の受付も順次進め、当初見込みの13億4,000万円の寄附額に対し、3億3,000万円増額を見込み、16億7,000万円を目標に取り組んでまいります。

来年度につきましては、今後の寄附額の推移を踏まえ予算計上することとなりますが、引き続き、主力となるスイカ、米、牛肉、銀山温泉をはじめとした本市の返礼品について、運営委託事業者とも連携して、各サイトにおける積極的なPRに努めるとともに、リピーターの確保に向けて、ダイレクトメールなどの配信を行いながら、更なる寄附額の拡大に取り組んでまいります。

次に、市内経済の活性化についてのご質問にお答えいたします。

本市の将来にわたる持続・発展を目指すためには、少ない人口規模であっても多様性に富んだ成長力がある地域経済の構築が重要であると考えます。国で推進する地方創生の最終的な成果は、地域住民の所得の向

上であり、そのためにも循環型地域経済の構築が重要だとされております。一般的な循環の構造として、地域では企業収益を拡大させるとともに、地域外との所得の流入と流出があり、それらも含めた所得が地域内で循環し、最終的に地域住民の所得が向上するものとなっています。

本市の第7次総合振興計画においても、市民、企業、行政が一体となって地域経済の活性化に取り組むものとしております。具体的には、地域消費を促すプレミアム商品券の発行や、市内企業間のサプライチェーンによる共同受注体制の構築や材料の域内調達の活発化を図ってきたところであります。地域経済循環率の向上を図るには、その基となる稼ぐ力を高めることが重要であると考えます。特に本市では、高い競争力を誇るスイカや和牛といった得意な産業で、地域外から所得を稼ぐことがマスト事項だと考えております。また、尾花沢そばや銀山温泉といったブランドを活かして、地域外へ発信することにより、地域間の交流も活発化し、交流人口の拡大から稼ぐ力が更に生まれるものと期待するものであります。

次に市内消費の喚起についてであります。大型のショッピングモールがある地域への流出のほか、インターネット上で手軽に買い物ができる時流が強まり、実店舗での購買は大きく減ってきているものと感じております。また、人口の減少により需要そのものが減っていく時代にあって、商店への支援もこれまで同様とはいかないようであります。そのため、自治体の役割としては、路線バスの無料化やおもいやりタクシー券により、住民が買い物に行きやすい環境を継続して支援していくほか、新規顧客の開拓につながる、家計応援ごっつお券やプレミアム商品券のようなクーポン券等の発行を今後とも行っていく考えであります。

次に、補助事業の見直し、事業整理についてお答えをいたします。

いわゆる2040年問題では、全ての自治体において、2040年頃に若年労働力の全体量が不足し、経営資源が大きく制限されることが予想されています。本市においても、持続可能な行政運営を実現するためには、自治体の経営資源が制約される中、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせません。

議員からは数年にわたり実績のない事業や役目を終えた事業、現在のニーズにそぐわない事業について、事業廃止のご提案をいただきました。施策や事業を実施していくうえでは、事業の効果を検証し、限られた経営資源を重要な施策に集中的に配分していくことが、

本市が持続していくために重要であると考えております。

事務事業の見直しについては、現在も外部委員を含めた総合戦略検証委員会による重点プロジェクトの検証や、PDCAサイクルマネジメントの手法を用いた評価プログラム、推進プログラムの運用など、事務事業評価について取り組んでおります。さらには予算編成前に今後5年間に実施予定の事業についてヒアリングを実施し、継続年数が5年以上の事業については、見直しができないか、市民ニーズに変化はないかなどの観点から、事業の取捨選択を検討しております。

しかしながら、市が実施する事業は住民に密着したものばかりであり、事業廃止の判断が難しい場合が多いのが現状であります。一方で、先ほど申し上げたとおり、持続可能な行政運営を実現するためには、事業の見直しを行いながら、時代や市民のニーズにあった新たな事業に取り組んでいくことが極めて重要であります。今後につきましては、ご提案いただきました数年にわたり実績のない事業等について、引き続き市民ニーズの把握に努めながら、役目を終えているものは廃止、市民ニーズに合わないものについては再編や統合を図るなど、事業の見直しや整理を実施してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

土屋範晃議員。

◎4番（土屋範晃議員）

ただ今、市長よりご答弁をいただきました。自席より順次再質問をさせていただきます。また、議長の許可を得まして、皆様のタブレットに資料を掲載しております。こちらの資料を使いながら、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ふるさと納税についてであります。市長答弁にもございましたが、今年度のふるさと納税の寄附額の目標を約16億7,000万円とされておることとで、7月末時点において対前年度比145.6%と好調に推移されていると承知いたしました。中でもスイカが107%、銀山温泉の宿泊助成が182%、特に米に関しては対前年比270%と非常に大きな伸びであるところということで教えていただきました。こういった、今回増えたような需要の部分で寄附された方々が、来年度もリピーターとして同じように寄附していただくことができれば、来年度についても同じ程度、もしくはそれ以上の寄附額をいただけるのではないかなと考えております。ですので、リピーターになってもらうため

の対応というのは非常に重要なものだと考えております。

今回さくらんぼの不作などで、未発送の寄附件数が約6,400件あるということで教えていただきました。その代替品として、ラ・フランスとリンゴのセットをお届けするというのも答弁承知いたしました。このような、さくらんぼを希望されて違うものをお送りすることになった事案があるわけなんですけれども、そうした方々、寄附された方の反応はどのようなものであったでしょうか伺います。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、この度、さくらんぼの不作によりまして、お届けできなかった方がいらっしゃるというようなことで、大変ご迷惑をおかけして申し訳なかったなというふうに思っております。今回さくらんぼをお届けできなかった方々については、ラ・フランスとリンゴのセットを11月中旬にお送りする予定であります。寄附者の方からは、いろいろとやっぱり残念だというような声をいただいておりますが、そういった中で、一部の寄附者から、来年度改めて再発送して欲しいという方、また残念ながら寄附のキャンセルを希望される方もいらっしゃいます。なお、ラ・フランスとリンゴが、ちょっといろいろアレルギー、あと苦手だという方もいらっしゃるようなので、そういった方には山形牛を発送する予定であります。そういった形で、寄附者のいろいろ意向を確認しながら、現在対応を進めているところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

答弁承知いたしました。6,400件という非常に大きな件数となっております。個別に皆様の意向を伺いながらの対応ということで、大変苦慮されておりますし、大変苦勞されていると思います。ぜひまたリピーターになっていただけるように、丁寧な対応をしていただければと考えております。

ここで資料1をご覧くださいと思います。資料1の①につきましては、ふるさと納税サイトふるなびより、尾花沢市の返礼品について集計したものであります。食品や農産品、畜産品が約返礼品の8割を占めているということが現状でございます。これまでの寄附に対する返礼品として申し込みがあったもののうち、

農産品、畜産品、食品が占める割合は、それぞれ何件程度でありますか。また、今年度新たに返礼品として提供したものとして、どのようなものがあるでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

今年度、寄附の返礼品として申し込みがあったもののうち、農産品、畜産品、食品に占める割合といたしまして、この3品で全体の96%ほど占めております。農産品が91.4%、畜産品が2.6%、食品が2.2%というような状況であります。また、今年度提供した新たな返礼品につきましては、ふるさと納税について、10月が制度の切り替え時期になっておりますので、昨年の10月以降、新規返礼品として20件ほど申請しております。そのうち11件について、現在返礼品として提供しております。主なものといたしましては、尾花沢産のペイズリースイカであったり、あとは尾花沢牛ハンバーグ、あとは市内の菓子製造業事業所のほうで開発しましたお菓子や、その他体験型として、冬にスノーバギーの乗車体験チケットというようなことで、提供のほうを行ってきたところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

かしこまりました。農産品が91.4%とかなり高い割合で、返礼品として申し込まれているということで、現状を知ることができました。

資料1の②を見ていただきたいと思います。こちらは尾花沢市の統計より、年齢別の販売農家の就業人口をまとめたものであります。令和2年の時点では、市内の農業就業人口総数1,568人のうち、60歳以上の方が1,309人と8割を占めておりまして、今後高齢によって農業を辞められる方が増えることが予想されます。これに伴いまして、農産品の生産量の減少も同じく予想され、農産品の割合が多い本市のふるさと納税に対しても、影響が出てくるのではないかなと考えております。また、近年の天候不順による影響なども考えると、天候に左右されず、安定して供給できるような、例えば長期保存が可能な加工品、アイスクリームですとか、それから工業製品、労務サービスなどといった返礼品の提供に力を入れていくことも必要なのではないかなと考えております。現状の長期保存可能な加工品や、工業製品、労務サービスの返礼品の割合や寄附額はどのような状況でしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

長期保存可能な加工品また工業製品、あと労務サービスにつきましては、現在寄附額の受付を行っております返礼品で、全体で約300件ほどございますけれども、そのうちの約3分の1で、98件ございます。内訳といたしましては、長期間保存可能な加工品が72件、あと工業製品、工芸品も含めての件数になりますけれども22件、ドローンサービスについては4件でございます。また、これらに対する寄附額につきましては、8月末で見ますと、全体の約2.3%で、1,430万円ほどの寄附額となっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

98件あって1,430万円ということで承知いたしました。こちらの部分が、今後、尾花沢市のふるさと納税を考えていく中で、伸びしろになってくる部分なのかなとも考えております。ただいま答弁をいただいたような返礼品について、企業側から尾花沢市に対する返礼品の提案の有無など、どのような状況でしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

新たな返礼品の提案状況につきましては、主力が農産品ということもありまして、農産品での提案が多い状況ではございますが、加工品や工業製品などの返礼品についても、いろいろとご相談を受けている部分はございます。やはり天候に左右されず、安定してお届けできる返礼品についても、いろいろとご提案をいただき、増やしていきたいというふうに考えております。そうしたことから、寄附者のニーズを捉えながら、様々な返礼品について、一緒になっていろいろ検討していければなというふうに思いますので、事業者の方々からも、いろいろとご提案をいただきながら、一緒に返礼品について検討して対応していければなというふう考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

答弁承知いたしました。新たに長期保存が可能な食品ですとか、工業製品、労務サービスなどが返礼品として提供されることで、短期的には寄附額の増額、長期的には、今後の天候不順や農業就業者の高齢化によ

って、農産品が減量した後でも、安定した寄附の獲得が期待できるのではないかなと考えております。

最近では、新聞等で本市でも生産されている花笠について、材料の不足や生産者の高齢化などによって、花笠が不足したと報道がありました。農業に限らず、市内のさまざまな産業分野で、担い手の確保が難しくなってくると思います。返礼品になることで、ふるさと納税サイトなどを通じて、全国に販路を持つことができ、生産者になるべく中間業者を介さずに、品物を提供することができれば、生産者が得る利益を大きくすることも可能になるかと思います。こうした点から、これまでふるさと納税の制度による恩恵を受けていなかった産業が、返礼品を提供することで、新たな利益を得ることや担い手の確保にも繋がってくるといったように、産業の活性化を図ることもできると考えます。現在、本市の返礼品の主力である農産品については、関係課と連携して農業の振興を図りながら、生産者や生産量の維持に取り組んでいただくとともに、ぜひ新たな産業分野で返礼品を提供していただくことに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、市内経済の活性化についてであります。

市内経済循環率について資料の2および資料の3をご覧くださいと思います。資料2は地域経済分析システムリーサスの地域経済循環図を各調査年の数値をまとめたものであります。また、資料3につきましては、実際の地域経済循環図を載せております。地域経済循環率は、生産付加価値額を分配、所得で割ることで算出した値でありまして、値が大きいほど地域経済の自立度が高いことを示します。参考に、都道府県単位の数値を申し上げますと、2018年時点の東京都の地域経済循環率は153.9%、山形県は88.7%となっております。同じ2018年の尾花沢市の地域経済循環率を見ますと、67.8%であり、近隣の東根市が125.8%となっていることを見ても、本市の自立度は低いことがわかるかと思います。地域経済の自立度を高めるために、本市が行うことができる施策として、1つは産業の付加価値額を大きくするための施策があると考えます。市内の企業が、仕事を獲得するための支援と利益を増やすための支援が必要ではないかなと考えますが、そのことについて、どのように考えているのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

企業振興室長。

◎企業振興室長（齊藤孝行君）

お答えいたします。今産業の付加価値を大きくするための施策というようなことであります。先ほどの市

長答弁のほうにもありました、企業間連携によります共同受注体制、それを推進することにより、より付加価値の拡大が図れるものと考えております。また、他に市内企業の製品の質の向上でありますとか、あとは技術革新による生産コストの低下、あと人材スキルの高度化、それらによって高い付加価値が生まれるものと捉えております。当市といたしましても、それらに繋がる施策としまして、人材に関する支援でありますとか、各関係機関との連携した各種セミナーの開催を実施しているところであります。引き続き企業価値の向上に繋がる、効果的な支援を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

答弁承知いたしました。先の市長答弁でもございましたが、本市では、高い競争力を誇るスイカや和牛といった得意な産業で、地域外から所得を稼ぐことがマスト事項と考えておられると、また、そばや銀山温泉といったブランドを生かして、交流人口の拡大から稼ぐ力を期待するということでもございました。

ここで資料3の地域経済循環図を見ていただきますと、尾花沢市の生産の付加価値額を示した部分ですが、1次産業が53億円、2次産業が157億円、第3次産業が317億円となっているかと思えます。確かにスイカや和牛といった高いブランド力を誇っておりますが、産業別に見ると、1次産業が53億円ということで、付加価値額自体はそんなに大きくないという部分があるかと思えます。これまで農業の振興ですとか、ブランド化に努められてこられたということで、この実績があるのかなと思っておりますが、ぜひ今後は、2次産業や3次産業の部分で企業が成長できるような施策についても、よりこれまで以上に考えて実施していただければと考えております。

また、地域経済の自立度を高めるために、本市が行うことができる施策として、2つ目に市外からお金を獲得し、市内への支出を促す施策があるかと考えております。市長答弁の中で、実店舗での購買は大きく減ってきているために、自治体の役割として、路線バスの無料化ですとか、思いやりタクシー券によって、買い物に行きやすい環境を支援するといったところや、家計応援ごっつお券、プレミアム商品券などを例示していただきました。こちらの例示については、市民による市内への消費が主なターゲットと目的になっているかと思えます。市外の人による市内への消費を促す

政策として、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

今、市外から資金を獲得して、市内での支出を促す施策というようなところであります。先ほど市長のほうの答弁にありましたし、あと観光やイベントを開催しながら、地域経済の活性化を図っていくという部分もあります。あとは今、インバウンド対応というようなことで、昨年度台湾のプロモーションのほうに行ってまいりました。そういうふうな取り組みによって、地域経済の活性化が図られるものと捉えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

かしこまりました。市内企業の利益を高めることや、市外からお金を獲得することで、そしてまた市内消費を促すことによって、促すことについて様々な取り組みを考えて実施していただければと思います。

続きまして資料の4をご覧くださいと思います。

こちらの資料4は、財政課よりいただいたデータをもとにして、決算年度別の本市の一般会計決算額について、市内・市外への支出状況をまとめたものであります。一番上段の表のとおり、市内への支出が把握できるものは、支出全体の5割程度となっていることがわかるかと思えます。各年度の款別の支出状況まで見ますと、把握できているもので、市内支出が2割に満たないものですか、5割を下回るものも見受けられるところです。地域経済の循環を高めるという視点で、毎年度100億円を超える規模の本市の予算執行においても、ぜひ市内消費を進めるような取り組みを行ってほしいと考えますが、本市の予算執行において、市内企業等への支出を促す取り組みをどのように実施されているか伺います。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

市内企業への支出を促すための予算執行上の取り組みということでございますが、基本的な考え方として、市内企業で対応可能なものについては、市内企業へ発注するということを心がけております。一例を申し上げますと、例えば設計金額が300万円以上の工事請負費あるいは設計金額は100万円以上の業務委託、

物品購入などにつきましては、指名業者を選定する際に、建設工事等指名業者審査会のほうで、業者のほうを審査しておりますけれども、審査するにあたっての主眼としましては、営業所を除く市内事業所ということを基本的に考えております。また、契約の内容にもよりますが、地方自治法施行令の規定によりまして、市内のシルバー人材センター、あるいは小規模作業所のほうと随意契約をすることも進めております。従いまして、今後もこのような取り組みを継続しながらです、さらに市内への支出が底上げとなるように、機会を捉えまして、消費喚起を促しながら、地域経済の好循環となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

かしこまりました。職員の意識レベルのところ、今好機的な部分を、ルール的な部分をご説明いただいたかと思うんですが、意識的な、例えば取り組みについて実施しているものがあれば教えていただければと思います。

◎議長（菅野修一議員）

会計課長。

◎会計課長（吉野真広君）

議員にお答えいたします。尾花沢市において業者選定については毎年、年度当初に会計の事務処理について職員研修を行っております。その中で、一般的な物品の購入等に関しては、できる限り市内の業者から納入いただくことを各課にお願いをいたしております。一方、市内の業者では入手できない特別な物品等の場合のみ、市外業者の選定をしていただくよう、併せて各課よりご協力をいただいております。いずれにしても、市内業者を選定する全庁的な意識共有を図ることが肝要かと、このように思っております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

承知いたしました。さまざまな事情によって業務の発注を市外に行わざるを得ない場合もあるかと思えます。しかしながら、可能な範囲で市内の企業がこれまで受注できなかった業務を新たに受注できるように、企業の成長や育成を後押しするような取り組みを実施していただくとともに、所管課の意識レベルで、改善が可能なものがあれば、市内経済の活性化と地域経済

の自立度を高めるためにも、組織の共通認識として、市内企業等への予算執行を推進していただきたいと思います。

続いてのご質問に移ります。最後に補助事業の見直しについてであります。本定例会においても、議員各位よりさまざまな提案がなされることと思います。そうした提案を受けて、限られた人員や予算で、新たなことに取り組むとすれば、これまで実施していた事業の廃止や見直しも必要になってくるかと思えます。

ここでは資料5と資料6を使って説明させていただきます。資料5につきましては、市のホームページに掲載されております、尾花沢市の補助事業一覧と、令和6年4月1日時点の市の職員一覧を基に作成したものであります。現在170の補助事業があり、係によっては、1つの係で20を超える補助事業を持っているようなケースもあります。また資料6につきましては、令和6年度版、尾花沢市の補助事業一覧より、私なりに事業の見直しや廃止が可能ではないかと抜粋した事業を掲載したものです。このうち、具体的な事業を挙げて再質問させていただきますが、あくまで新たな取り組みを可能とするためという、先に述べた趣旨に沿って事業の廃止等を提案するものでありますので、事業の目的や存在自体を否定するものではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

まずは、資料6のナンバー142、143、144の商工観光課所管の3事業について伺います。

こちらの3事業につきましては、平成13年に施行された、尾花沢市中小企業振興条例に関する事業となっております。事前に商工観光課さんへ、利用実績等を照会させていただきましたところ、尾花沢市中小企業組織活動推進事業については、平成15年に1件、尾花沢市新製品開発事業については、平成14年に1件、尾花沢市地場産業等創出支援事業については、平成13年の条例施行時から現在まで実績がないとのことでございました。いずれの事業につきましても、条例の施行時点から、これまでにほとんど実績がなく制度のあり方ですとか、利用する側とのニーズのミスマッチ感が否めないのかなというような事業と感じております。こちらの3事業につきましては、条例の一部改正等によって廃止してはいいかかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

企業振興室長。

◎企業振興室長（齊藤孝行君）

お答えいたします。補助事業の見直しというような

ところであります。市長の答弁のほうにも、持続可能な行政運営を実現するために、市民のニーズもあった部分での、いろいろ改正等も必要ではないかというようなところであります。今言った、主に企業振興条例の中での内容の部分については、現状やニーズに見合っていないものも実際あるかと思いますが、こちらの部分については、事業の見直し、改正等も踏まえながら、今後を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

ニーズ等に即して、ニーズ等と合致するように見直しをしていただくですとか、これを機に廃止していただくというような形でご検討いただければと思います。なお、例えば廃止した際にですね、事業者の方からお叱りを受けるようなことがございましたら、私の名前出して悪者にさせていただいて大丈夫ですので、積極的な見直しなどをしていただければと思います。

次に、事業整理という視点から、補助事業ではないんですけれども、あの資料の一番下、資料6の一番下の尾花沢市無料職業紹介所について伺います。県内で独自に無料職業紹介所を設けている自治体については、現在、本市と酒田市の2自治体のみであるとのことでした。同様の業務につきましては、各地域でハローワークが担っておりまして、現在は、国と市が同じ業務を行っているような、2重行政といえそうですねですけれども、事業になっているかなと考えております。無料職業紹介所を担当する職員につきましては、職業紹介責任者の資格を保有している必要があります。職員なら誰でもできるといった業務ではありません。資料5にありますとおり、商工労政係は、企業振興室と兼務をしている上、2係合わせた補助事業数は、庁舎内で最も多い23の事業を抱えております。もちろん補助事業以外にも事業がございまして、そういった中で、人員体制にも余裕があるとはちょっと言いがたいような状態でございますので、ハローワークと同じような業務をそこで続けているというのが、見直しできるポイントかなと考えております。利用される方の人生を左右しかねない職業紹介、職業選択に関わるような業務につきましては、片手間で行うことは決してできない大きな責任を持つものでありますし、市内の企業にとっても、ハローワークと尾花沢市の紹介所2つに求人情報を掲載するといったような手間も少なからず生じているのかなと考えます。職業紹介業

務につきましては、プロフェッショナルであるハローワークに任せて、より自治体にしかできない市内の産業振興に力を入れて取り組むために、本市の職業紹介所について、閉鎖も検討してはいいかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

企業振興室長。

◎企業振興室長（齊藤孝行君）

お答えいたします。無料職業紹介所についてであります。実績については、土屋議員が仰った内容でありますけれども、いわゆる求職者の利用が、コロナ以降減少はしておりますが、少なからずマッチングといいますか、市民のニーズと利用があります。そのため、ハローワークと同様な求職の手続きを行っている状況であります。県内で無料職業紹介所の設置は、本市と酒田市ということで、2自治体になっておりますけれども、今後もその市民のニーズ、あるいは状況を見た対応をしていく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

承知しました。残すということも悪いことではないのかなと思います。尾花沢市は、総合振興計画においても、産業の振興を一番目の柱として掲げておりますので、力を入れて取り組んでいただきたいところでございますので、例えばこの事業を継続するのであれば、今2係兼務となっているようなところを、それぞれ別の職員を配置して、より組織としてパワーアップするような形などを考えていただくことで、産業振興も職業紹介も同じようにできるのかなと思っておりますので、そうした部分のご検討もしていただければと思います。

次に資料6のナンバー45、建設課所管の定住促進住宅用地活用事業について伺います。令和3年度の実施以降、令和5年度まで実績がない状態です。今後この制度が利用された場合には、向こう15年間にわたり業務が発生することとなります。現在までに利用実績がないことと、今後1件でも発生した場合に生じることとなる長期にわたる業務を考慮して、実績がないうちに廃止に踏み切ってはいいかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

本事業は、尾花沢市への定住促進を図り、地域の活性化を推進するため設置いたします定住促進住宅用地を定住希望者へ貸付するものでありまして、15年経過後、借り受け者に無償譲渡を行う事業でございます。こちら令和3年度から実施している事業でございますけれども、定住促進住宅用地として、今現在登録といえますか設定しているのが荒楯分譲地でございます。現在最後の1区画が残っておりまして、販売のほうを行っているところでございまして、今後の販売状況にもよりましますけれども、売買ではなくて、いわゆる貸付としての事業が利用がなく、完売した場合につきましては、事業の廃止につきましても検討していきたいというふうに考えております。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

ぜひしかるべきタイミングで適切な判断をしていたいただければと思います。

次に、資料6のナンバー54、環境エネルギー課所管の生活排水設備等改造資金融資幹旋及び利子補給事業について伺います。本事業につきましては、既設の汲み取りトイレを水洗式に改造する工事、または工事及び排水設備工事を対象としており、各年度実績がありますけれども、令和5年度は1件3,000円といったように、件数や補助金額が小さい現状であると思います。こうした現状を踏まえますと、この事業があるから、汲み取り式から水洗式に改修しようと考えたというよりも、水洗式に改修しようと思ったらたまたま制度があったというような利用が推察されるところです。平成13年の施行から現在に至るまで、20年以上の期間が経過し、要綱の趣旨や補助の目的について、こちらは十分役目を果たされた事業ではないかなと考えております。こうした点を踏まえて、今後は、新たに募集を行わずに、現在の補助の対象となっている方の補助期間の満了をもって、事業を廃止してはいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

生活排水設備等改造資金融資幹旋及び利子補給事業についてお答えさせていただきます。

近年の申請件数については減少傾向にございます。理由としましては、以前は1年間の下水道等の供用開始区域が広く、補助対象となる世帯も多くございました。そのため、この補助事業を利用された方も多かつ

たと考えております。近年につきましては、下水道の普及が進んだこともありまして、1年間の工事量も減少傾向にございまして、供用開始区域も狭くなっております。それに伴いまして、補助対象となる世帯も少なくなりまして、そのため申請件数は減少傾向にあると捉えております。汲み取り式のトイレから水洗トイレに改造するには、便器の交換や、新たに排水管の工事など経済的な負担が大きいため、下水道供用開始告示日から早期に接続する場合は、利子補給率を手厚くし、その負担軽減を図り、下水道へ接続しやすくしてございます。早期接続のきっかけになっているものとも考えております。早期に下水道接続を促進するための補助事業でありますので、今後慎重に検討してまいりたいと思っております。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

かしこまりました。今後の状況を見ながら柔軟に判断していただければと思います。

次に、資料6のナンバー170、同じく環境エネルギー課所管の尾花沢市衛生組合連合会生ゴミ減量容器助成金について伺います。各年度実績がございしますが、この事業があるから購入しようと、先ほどと同じなんですけれども、購入しようと思ったらたまたま制度があったというような利用が推察されるところでした。人口減少とともに、ゴミの量も今後合わせて減少していくことが考えられるうえ、これまでの事業実施によって、コンポストの普及に一定の役割は果たしているのではないかと考えております。例えば、普及率いくらといったような形で、今後ある程度の目標を達成することができれば、こちらら廃止を検討してはいかがかと思いますが、いかがお考えになるでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

所掌課ではないんですが、私のほうから1点ご承知いただきたいのは、我々の事業というのは、たまたま事業を作っているということではなくて、市民の方々にぜひこういう制度があれば、皆さんが安心安全で生活できるようにという思い、そしてまたその時代、その時期にニーズがあったというものをしっかり踏まえて、制度化されているものであります。従いまして、たまたまこの事業が目前にあったなんていうことは、基本的に私はないのではないかなというふうに思います。いずれにせよ、今事業として、多少少ない

案件でも、利用される方があればですね、何とかこれからもお1人でもそれを使ったことで、例えば環境に影響するようなものであれば、隣組の方々にも影響されるというようなこともあるでしょうし、ぜひですね、利用していただけるように、場合によってはこういう制度があるということもまた知っていただくような場面を作っていくことも必要なかもしれませんが、そういう視点で精査して、全般にわたって、先ほど申し上げたとおり、ある程度制度も長くやってきた中で、もうニーズがほとんどないというようなことがあればですね廃止、またそれに合わせて新たにこういうところの制度のほうが良いんじゃないかというような、もし議員のほうからもそういうご提案があるようであれば、ぜひ教えていただきながら、より良い、良いものにしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

承知いたしました。まさに今、市長がお話されたような目的で補助事業が存在していると思います。自治体が描く理想像があり、それを早く達成するために、様々な事業が作られていると思っております。ぜひあること自体を否定しているわけではございませんので、ぜひ効果的に普及する方法ですとか、金額ですとか、件数がどうやったら伸びるのかっていうことも常にチェックしていただきながら、より良い形で制度運用していただきたいと思っております。

続きまして資料のナンバー10、ナンバー11、福祉課所管のひとり親家庭就業支援事業について伺います。ナンバー10の高等職業訓練促進給付金事業につきましては、看護師等の資格取得を対象に、月額10万円という手厚い給付額となっております。過去5年間の実績はなく、ナンバー11の自立支援教育訓練給付金事業につきましては、過去5年の実績が1件1万6,000円という給付額となっております。こちらの制度の財源として、4分の3の国庫補助金がありますけれども、両者ともに利用実績が乏しい状態でございます。また自立支援教育訓練給付金事業については、実績ベース1万6,000円で算出される国庫補助金額が1万2,000円でありまして、補助金の申請から交付に要する職員の労務というところで考えますと、この補助申請をすることが、むしろ赤字になるのではないかなと考えるところでは、資格取得に関する補助事業につきましては、毎年度実績のある企業振興室の資格取得促進助成金が

あります。例えば、ひとり親家庭就業支援事業を廃止して、資格取得促進助成金の制度に、ひとり親要件などを追加するとして、対象となる方を守りながら、窓口や業務を一本化するなど、こういった検討もしてはいかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

この事業につきましては、母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立を促進することを目的に給付される事業であります。自立支援教育訓練給付金事業については、教育訓練に係る入学金や授業料等の費用を、高等職業訓練促進給付金事業については、訓練期間中の生活費を支援するものでございます。企業振興室の資格取得促進助成補助金も、市内事業所の技術力の向上や、就労労働者等の資格取得を支援する助成金ですが、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業給付金事業については、母子家庭、父子家庭の自立促進という福祉的な側面を有しております。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定されている給付事業でありまして、今年度、国の要綱が改正され、相談員等との面談による自立支援プログラム等の策定が必要となりました。このことを踏まえまると、相談業務と一貫性を持った対応が必要であると思われることから、引き続き福祉課にて実施したいと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

承知しました。さまざまな事情から廃止ができないような事業もあることと思いますので、その物にケースバイケースで、いろいろご判断いただければと思います。

次に、ナンバー20の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について伺います。過去5年の利用実績がない状態です。福祉的な側面から、制度があることはもちろん理解しておりますが、事業が存在している以上、業務が発生することと思います。こうした事業については、支援が必要なケースが生じてから再度対応を考えることとして、一旦廃止するようなことをしてはいかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

この事業につきましては、児童福祉法に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付するものでございます。給付の対象となる用具の種目については、それぞれ基準額を設け、その基準額を上限として給付を行っております。また、用具の給付を希望する対象者の保護者に係る市町民税の課税状況に応じて自己負担が設定されます。議員仰せのとおり、過去5年間の利用実績がない状況であります。そのことから、今後支援を必要とするケースが生じた際に、予算措置をするなどの対応も考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

今回170の補助事業のうち、一部を取り上げて再質問をさせていただきました。資料の作成にあたって各課ご担当者の皆様へ情報照会をさせていただきました完成した資料です。ご協力いただきまして誠にありがとうございます。各課所管の補助事業等については、現場で仕事をされておられる皆様が、その必要性や市民のニーズについて最もよくご理解されていると思います。補助事業は、自治体が描く理想像をいち早く達成するために、取り組みを加速させる重要なツールであると考えております。9月定例会が終われば、それぞれの部署が年末にかけて来年度の予算要求をされることと思います。各課が所管する事業について、その目的を果たす上で十分な内容であるか、既に役目を終えているものはないかなど考えていただき、限られた人員体制と予算を活用して、本市の益々の発展に取り組んでいただきたいとお願い申し上げ、本定例会における私の一般質問を終了いたします。丁寧なご答弁ありがとうございます。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、土屋範晃議員の質問を打ち切ります。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

〔5番 鈴木清議員 登壇〕

◎5番（鈴木清議員）

先の通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく4点です。

1つ目、A I デマンド交通の実証実験。

①A I デマンド交通のシミュレーションを実施の上、令和7年度に中心市街地において実証実験を予定していると事業説明がされていますが、デマンドはバ

スなのかタクシーなのか。どのようなものを目指そうとしていますか。

②本市の地域公共交通再編には、本市の公共交通計画が必要と考えますが、どのように考えていますか。

大きい2番目、公立保育園の現状と課題。

①公立保育園の入所児童数、現在と来年度の入所予定数は何人になりますか。

②令和2年10月の保育施設未来予想図検討委員会の提言では、さくら、ときわ、玉野の3保育園は、当面の間存続、統合時期は検討するとありましたが、現在どう考えていますか。

③さくら、ときわ保育園園長が兼務となっていますが、豪雨水害に対応できるか心配です。2人の園長が必要なのではないでしょうか。

④おもだか保育園はなくさないとして、公立は特定保育プラス子育て支援センターの役割を果たすとありましたが、現状と課題は何でしょうか。

大きい3番、きこえはつきり事業の拡充を。

①庄内町、山形市に続き、県内3番目に、補聴器購入助成制度を創設していただきましたが、実績と課題をどう捉えていますか。

②市民にはまだまだ知られていない、きこえはつきり事業ですが、周知はどのように行っていますか。また、現在は上限が2万円の助成ですが、山形市のように4万円に拡充してはどうでしょうか。

③難聴対策は、補聴器購入助成だけでなく、ヒアリングフレイル、聞き取る機能の衰えの段階から対応することの大切さを山形市の聴こえくつきり事業から教えられます。本市もヒアリングフレイルの段階からのパッケージとして、事業の改善を目指してはどうでしょうか。

大きい4番目、P F A S有機フッ素化合物検査について、全国各地の河川や地下水、水道まで炭素とフッ素の化合物であるP F A Sが検出されており、社会問題となっています。WHO世界保健機関の国際がん研究機関I A R Cは、P F A Sを発がん性物質であると2023年に認定しています。また、日本では環境省の専門委員会がP F A Sの暫定目標値の見直しのため、全国の水道1万2,000ヶ所のP F A S検査を9月まで報告するよう求めています。以下お尋ねします。

①本市のP F A S検査の数値はどのようになっていますか。また、P F A Sについてどのような認識を持っていますか。

②P F A Sの健康への影響はどのようなものがあり、市民にどのように知らせていく考えですか。

以上で質問席での質問を終わりますが、答弁によりまして、自席で再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

鈴木清議員からは、大きく4つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、AIデマンド交通の実証実験についてであります。AIデマンド交通につきましても、従来の路線バスのような時刻表が存在せず、個々の予約に応じて運行するものであり、利用者が固定電話やスマートフォンなどで予約した情報をAIが瞬時に判断することで、最適な経路を割り出し、他の利用者と乗り合いながらそれぞれの目的地に向かうというものであります。デマンド交通については、運行に際しハイエース型のバスや小型タクシーなどを利用するケースが多いようですが、実証実験では現在使用している市内循環線バスの利用を想定しております。

また、本事業を進めるうえでは、交通事業者や地域住民、関係団体で構成する地域公共交通活性化共創協議会において十分に協議が図られるよう、移動手段の課題を把握したく、今後、市民アンケートの実施やビッグデータを用いた現状分析を行う予定であります。これにより、市街地を中心とした生活圏域での移動実態と現在の公共交通網とを比較するなどし、その差異を可視化することで、より効率的な公共交通のあり方を構築していく考えであります。まずは、AIデマンド交通を導入することで、本町地区の住民の方々のほか、通院や買い物のために路線バス等で市街地においてになった方々の移動がスムーズになるよう、シミュレーションを実施するとともに、実証運行において本市が抱える公共交通の課題を把握することにより、更なる利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、地域公共交通計画についてであります。地域公共交通計画の策定については、人口減少による運転手不足の深刻化、公共交通の確保・維持を図るための公的負担の増加などを背景に、令和2年11月に改正された、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、努力義務とされているものであり、地方公共団体が協議会方式等により策定することとされたところであります。これを受けて、山形県では、県内全市町村を対象とした地域公共交通計画を令和3年3月に策定しております。本市においては、地域公共交通

計画の策定までには至っておりませんが、令和3年度に尾花沢市公共交通再編計画を策定しております。この計画に基づき、おぼくや丹生・安久戸間バスの運行、大石田通学線の開設など、事業の立案や展開を行っているものであります。当面は、公共交通計画の策定を目指すものではなく、尾花沢市公共交通再編計画を推進して、新たな課題等への対応については、前述の地域公共交通活性化共創協議会において協議を重ねながら、より効率的で利用しやすく、持続可能な公共交通を目指して取り組んでいく考えであります。

次に、公立保育園の現状と課題に関する4点についてお答えを申し上げます。

初めに、公立保育園の入所児童数についてであります。市内公立保育所4園の令和6年9月1日現在の入所児童数は、利用定員390名に対して69名となっております。また、来年度の入所者数は、出生数等から推計いたしますと全体で55名程度になると予想しております。

次に、本町地区以外の公立保育園のあり方についてであります。本町地区以外の公立3園については、地域のニーズに沿うよう当面存続することが望ましいとの提言をうけておりますが、送迎などの利便性により、本町の保育園を希望するケースも増えてきており、入所児童数の減少に拍車をかけている状況となっております。そのため、地域の声を常にお聞きしながら対応していく考えではありますが、予想を上回るスピードで進行している少子化の中、適正な保育機能を考慮した場合、このままでもいいのか、保護者や地域の皆さんと協議することも必要になってくるのではないかと感じております。

次に、3点目の保育園における災害時の対応についてであります。令和5年の省令の改正により、業務継続計画を策定して職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うことが義務付けられました。この業務継続計画により、児童を含めた利用者の安全を確保するための対応がマニュアル化され、仮に園長や副園長が不在時に災害が起きた場合であっても対応できるよう定期的な災害訓練や緊急連絡体制の確認を実施しております。また、児童数に対して十分な職員数を配置しておりますので、発災時においても迅速な対応ができるものと考えております。

4点目のおもだか保育園の果たすべき役割の現状と課題についてであります。令和2年に保育施設未来予想図検討委員会からの提言を受けて、議会の皆様方へもご説明させていただきましたとおり、現在、おも

だか保育園については、募集を停止し入園調整を実施しております。現在のおもだか保育園の意義については、特定保育や子育て支援センターの役割も担うこととしておりますが、出生数の減少に伴ない利用者数も徐々に減ってきている状況にあり、特定保育、病児・病後児保育、休日一時預かり保育などのサービスにおける、顕在的なニーズが更に少なくなっていくものと感じております。

また、子育て支援センターについても、保育園入園の低年齢化により、在宅での保育世帯が減少して、利用者数も減少しております。これまでのプル型からプッシュ型へとアプローチの方法を見直すことなど今を捉えた展開を進めていく必要があるようです。今後は、歯止めがかからない少子化により、ニーズは少ないながらも、こどもまんなか社会の実現のためには、必要な保育サービスであることから、課題を整理して子育て家庭に寄り添うことができる保育環境の維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、きこえはつきり事業についてお答えを申し上げます。

きこえはつきり事業については、難聴者のコミュニケーションの向上促進を通じて、福祉の増進に資することを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対して、補聴器の購入費用の一部に補助金を交付している事業であります。本事業は、令和5年度から事業を実施しており、昨年度の実績は7件と、当初の計画を超える実績となりました。この事業の周知につきましては、窓口相談に来られた方を中心にご案内させていただきましたが、対象者に直接お声がけたことにより、広くご利用いただいたものと捉えております。

議員からは、補助金額について拡充を図ってはどうかのご提案をいただきました。現在の補助金額につきましては、補聴器の購入に要する経費の4分の1に相当する額として、2万円を限度としております。補助金額の拡充につきましては、実績を踏まえますと当初予定していた人数よりも多くの方に利用されていることから、十分成果はあるものと捉えており、当面は現状維持として継続してまいりたいと考えているところであります。

また、議員からは山形市を参考に本市の事業改善を図ってはどうかのご提案をいただきました。山形市の聴こえくつきり事業につきましては、高齢者を対象とした事業となっており、医療機関、産業、学校、行政が連携して、健康寿命の延伸のため総合的なヒアリングフ

レイル対策として実施しているものと認識しております。普及啓発からデータ分析までパッケージ化して取り組んでいることから、大変参考になる事業であると考えております。一方で、本市が同様の制度を構築することを考えた場合、山形市と本市では、人口規模や年齢構造などの前提となる条件が異なっていると捉えております。また、山形市については、高齢者の介護予防の一環として実施している側面があり、65歳以上の方を対象とした制度設計となっておりますが、本市におきましては、医師から補聴器が必要と診断された18歳以上の方を事業対象としております。これは、本市の規模だからこそその強みであり、若年層から高齢層までの世代の方々から、より快適な日常生活を過ごしていただくために幅広い制度設計としたものであります。今後も補聴器や聴覚支援機器の導入やコミュニケーション支援、社会参加の促進に加えて、家族や介護者の教育、心理的サポートなどの取組みについても、他自治体の事例等の研究に努めながら、さらに活用しやすい事業となるよう、市民ニーズの把握に努めてまいります。

次に、PFAS、いわゆる有機フッ素化合物の検査についてお答えを申し上げます。

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、その総称をPFASと呼んでいるようであります。この化合物は、一番身近なところでは泡消火薬剤などに用いられている物質のようで、これまでは話題になるようなことはありませんでしたが、最近ではニュース等で水道水から検出されたことが話題になっているようであります。報道によりますと、発がん性物質であるとされておりますが、水道法第4条に基づく水質検査の必要な51項目には含まれていない物質でもあると認識しております。本市の上水道及び簡易水道においても、国からPFASに係る水質検査の実施と9月末までの報告が求められており、先般、採水をおこない検査機関へ依頼したところであります。9月下旬には結果が出る予定でありますので、その際は速やかに市報、ホームページ等で市民の方々に公表してまいりたいと考えております。

次に、PFASが健康へ与える影響についてであります。健康への影響については様々な報告がなされているようであり、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについてはまだ十分な知見はなく、現在も国際的な様々な知見に基づく基準値等の検討が進められているとお聞きしております。

また、国内でPFASの摂取が主たる要因とみられ

る健康被害が発生したという事例は確認されていないようではありますが、現在、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、現在専門家による協議が進められているようでありますので、その動向を今後注視すると共に、定められた基準を遵守し、安全安心な水道水の提供に努めてまいりたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

それでは1番のA I デマンド交通の実証実験から再質問させていただきたいと思います。

初めに伝えておきますが、私はデマンド交通に対して賛成の立場でいます。公共交通の再編で、どうしたらいいかというのは大変難しい方程式を解くようなほど難しいんだなと思って見ておりますが、そもそもデマンドという言葉自体がよく分からないっていうところはありますけれども、デマンドというのは、要望に応えるという、そういうふうなことで、先ほどの答弁でも、デマンド交通についての定義的なことをおっしゃられましたので、デマンドとは何かという質問はしないようにしたいと思います。それでバスもタクシーもあるということですが、1点確認したいのは、長井市のような自動運転を目指すものなのかどうかっていうのをお聞きしたいと思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

お答えします。今の段階では、まずはA I デマンドの実証実験、そちらのほうを経て、今後検討するかどうかは、その組織内で検討していきたいと思います。今の段階では白紙のような状況です。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

自動運転を明確に目標とはしてないと、そこは私も一致できるところであります。それで、デマンドについてはこれまで、青野議員が様々質問してこられて、いろいろデマンドの背景をちょっと調べてみたんですけれども、現在山形県内では35自治体の中、28市町村が既にデマンドをしております。デマンドしてないのは、尾花沢市、南陽市、長井市、新庄市、大蔵村、河北町、大石田町というふうな7自治体です。デマンドを推奨してきた歴史があるわけですが、それには応えずに、さまざま尾花沢なりの工夫をしてくられた。

おぼくという方法で、路線を廃止したときにそれに補えるようなものを、さまざま工夫してきたと思いますが、私の考えでは、2011年の時に国土交通省が補助対象にデマンドというのは強調しておりましたので、その時に市町村でも、ダーッとやり始めたんですけれども、尾花沢はそうでなくて、今山形県で注目されている尾花沢のA I デマンドと長井市の自動運転の実証実験というのがあります。長井市では、その他に、土日に市内循環線のくるんと号という、これは無料でするようなんですけれども、さまざまなことがごっちゃになっていて、それを再編の中でスッキリさせるのに、今回のA I デマンドの実証実験で再編するというのは大変良いと思いますが、その再編でスッキリさせるという考え方は持っているのでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

まずはですけれども、今回の実証実験については、利用率が最も低い循環線は、実は利用対象者が最も多い本町地区となっております。本町地区につきましては、路線バスなどで乗車してきた方々が、買い物だったり、通院だったりと利用する方が一番多いものですから、その本町地内での移動がスムーズになるように、まずはA I デマンドの実証実験のほうをしたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

先ほど、利用者のニーズを把握していくっていうことがありまして、アンケートを取ると、その他に、ビッグデータっていう表現があったんですけれども、ビッグデータっていうのはどういうふうなのですか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

ビッグデータにつきましては、例えば携帯の位置情報だったり、あと車に搭載されているナビ、そういったものから人の動きだったり、あとは車の流れ、そういったもののデータとなります。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

私のようなA I に弱い立場の人もありますし、市民の中でもまだまだそういう理解が、すぐには理解できない人がおられると思いますので、アンケートを取る際

でも、そのデマンドに対する理解が分かるような質問をぜひしていただきたいと思います。

②のほうで、公共交通計画がなぜないんだろうかという質問をしておるんですけれども、再編計画というのはちゃんと立てていると、ですけれども、やはり基本的には、市の公共交通計画という目的を共有して、こういうふうな再編でゴールを目指すんだというのがあったほうが私はいいいと考えております。それは協議会なりで議論しながら、考えていつていただきたいと。私は前回、交通弱者についてと、交通権、モビリティ権ということで、どうあるべきかというのは、そこに集約なっているんですけれども、そういったことも踏まえて、尾花沢の市の住民が利用しやすい再編に努めていただきたいと思います。公共交通については、いろいろ興味深いアンケートがありまして、22年の野村総研の1万人対象のアンケートによりますと、回答者の75%は公共交通をほぼ利用してないと、しかし、86%の人が、今自分は車で運転しているが、将来的に自分も高齢化したら、家族と共々、コミュニティバスは必要なんだという理解がありますので、ぜひ公共交通への期待がある中で実現をしていただきたいと思います。

次2番にまいりたいと思います。公立保育園の現状と課題ですが、先ほど、入所者数が来年何人になりますかっていうので、55名ぐらいということだったんですけれども、各園でどのくらいになるかっていうのは分かればぜひ教えていただきたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

入所者数ですけれども、人数55名ということで把握しているということで、各園については、現在把握しておりません。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

まだ分からないということですが、例えば今年、おもだかが23人ですけれども、5歳児が12名おられるので、卒業すると11名になります。同じようにさくら保育園が2名卒園で10名、ときわ保育園2名卒園すると6名、玉野保育園は4名卒園で22名と、1桁台に、来年か再来年には1桁台に移行していくんだなというふうな状況にあると思います。1桁へのカウントダウンといいますか、その中で、玉野保育園がまだ22人ということで、おもだか保育園よりも多く、園児が

多くなるということで、どういうふうに考えたらいいいのかというのを、私も悩んでいるところですが、これから地域の人の意見を聞いて検討していくんだと、答弁の中では、課題を整理して、公立保育園の課題を整理し、子育て家庭に寄り添うことができる保育環境の維持を図ってまいりたい、保育環境の維持に努めたいということだったので、公立保育園をなくすというようなことではないというふうな理解しております。

それから、次が、さくら・ときわ保育園園長の兼務ですけれども、兼務というのは、私の頭では考えられないというふうな認識なんですけれども、例えば小学校の2つの小学校兼務で校長するっていうようなことは無いと思いますので、できれば園長は別々にしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

園長をそれぞれの園にということでありますけれども、園児の人数、それから職員数等も考慮しなければならないと思っておりますので、そちらのほうは検討させていただきたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

④のおもだか保育園はなくなないというふうなことで現状と課題ということで質問させていただきました。令和4年のときに、産業厚生常任委員会の中で説明を受けておりまして、新規受付はしないと、公立と民間の役割分担が大事であると。おもだか保育園は、人数がいなくなったら休園せざるを得ないということでしたけれども、それは今も考えは同じですか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

市長の答弁にもありましたとおり、おもだか保育園につきましても、特定保育や子育て支援センターの役割を役割も担うものと認識しております。ということで現在もそのようなことで考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

子どもがいなくなったら休園せざるを得ないと思いますので、仕方ないというふうなことはありますけれども、公立保育園には公立保育園の良さがあって、す

ばらしい財産があると思いますので、さらに地域の人や保育士さん、保護者の方の意見を聞いて、どういうふうにしたらいいかっていうのを検討していただきたいと思います。

その中で1点、おもだか保育園は、特定保育と子育て支援センターということなんですけれども、市のホームページを見ましたところ、おもだか保育園は特定保育をやってないっていうふうな印でございました。どうして特定保育しないのかなというのをちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

おもだか保育園、それから子育て支援センターということで、1つの建物の中にありますので、一体として考えたところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

特定保育については、ときわ保育園が令和5年の実績で67名、他はゼロでございました。だから要望がないということなのかっていうふうなことを考えるんですが、いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

その辺は保護者のご希望等ありますので、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

それと支援センターの利用ですけれども、令和5年の利用がまた少なくなりまして、1日平均2名でありました。子ども1名、大人1名で、1家族が1日平均来ているんだというふうなことですけれども、もっと支援センターを、民間でも公立でも家庭で預かっている人でも利用できるように周知してはどうかと思いますが、どう考えるでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

支援センターにつきましては、今年度独自でチラシを作成したり、またホームページに掲載したりしながら、積極的なPRを図っているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ぜひ周知していただいて、利用していただければと思います。尾花沢市はこれまで民間も公立も実に素晴らしい保育、幼児教育をしていただいておりますので、さらに続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。3番目の、はつきり事業の拡充をということで、最初の実績のところでは7件があったと、これは大変私は素晴らしい数値だと思います。実は庄内町では、初年度は利用者がゼロだったんです。尾花沢は、周知もしているし、利用者に声をかけていただいて、利用していただいているということなので、私は高く評価して、さらに発展していただきたいと思います。7件でいくらのお金になるのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

上限が2万円でございますので、14万円ということになろうかと思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

当初予算は10万円だったので、それを超えているというのは素晴らしい実績だなと思いますので、さらに使いやすようにしていただきたいと思います。

先ほど4万円の拡充はまだ無理だということはあるんですが、使う人の声を聞いていただいて、高すぎて2万円では駄目だという声があれば、ぜひ増額していただきたいとも思います。私の周りではそんな事業があるのは知らないっていう人が多くて、その都度説明しているんですけれども、周知の仕方では、パンフレットなどはあるのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

特段パンフレット等はございませんけれども、これまでにつきましては、相談で来庁された市民の方ですとか、そういった方に、その都度説明させていただいているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

ぜひパンフレットと言うんですか、リーフレットといますか、チラシでもいいですので、作っていただければと思います。山形市が大変素晴らしいリーフレ

ットを作っています、それがものすごく参考になっております。私の考えでは、補聴器を購入する際の助成制度を作ればいいのかと思って、大変勘違いしていたところです。山形市の聴こえくつきり事業を事業の中身を見てみますと、そうではなくて、先ほどもありましたが、軽度・中度の段階で、こういう補助制度が活用になるんですけれども、山形の場合は、ヒアリングフレイルという言葉で、聞こえづらくなる年齢層の段階があると、山形市では65歳が大体のボーダーラインで、私も65歳を過ぎていますので、そろそろだなんて自覚しておりますが、65歳を過ぎてくるっていう段階でこそ、早めに調査したり、早期発見、早期対応、フォローアップ、データ分析というのが、山形ではやっているの、フレイルの段階からぜひ検討していただきたいと思います。フレイルの段階からやっていきますと、介護事業の段階でも、教室を開いたり、今スマホで聴力検査できるのがあるっていうのを山形で使っているようなんです。山形と尾花沢市では、市の大きさが違いますので、山形市は健康医療先進都市という言い方していますけれども、そこまですりませんか、健康寿命の延伸ということで、考えていただきたいと思います。もう一度お願いしたいと思います。再度いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

山形市の事業でございますが、65歳以上を対象とした介護予防事業となっているようでございます。

また、本市の場合ですけれども、18歳以上の難聴の方を対象としているということで、より幅広い事業ではあるのかなと思っています。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

18歳からというのは、先見的な考え方だなというふうな制度設計の時に私も感心したところです。若い人でも、ヘッドホンなどのイヤホンとかヘッドホンなどで難聴者が増えておりますので、幅広くやるというのは、大変素晴らしいと思いますので、また山形市を参考に、幅広く検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。PFASという言葉が最近出されておまして、大変難しい問題がもう出てきたものだなというふうに私は思っております。世界中にこのフッ素化合物というのが検出されておまして、なかなか消えない化合物であります。遠くはホッキョク

グマからも、血中濃度からPFASが出ていると、早急にこれを規制しないといけないんだっていう認識でWHOが動いておまして、日本でも暫定目標値50ng/lという数字を出されておられますが、これではあんまり緩すぎるという環境省の検討委員会のほうでも出ておまして、それで急遽、全国の水道水1万2,000カ所の調査を9月末まで出してもらって、それで再度検討するというふうなことであります。9月末まで出すということで、50ng/lというのが、いいかどうかというのはここで議論してもそれは仕方ないと思いますが、全国の調査で、2022年に山形市が50ng/lを超えていると、これが大変驚きな数字が出ております。東根市では31ngになっておりますが、世界的に見ると、アメリカは4ngで今規制を変更しております。日本の変更はまだありませんけれども、この暫定目標値というのは法的規制がないというふうな段階です。私は大変恐れているんですけれども、どんな認識を持っていますかっていうことを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

PFASにつきまして、今現在いろいろな報道がなされているわけですが、まず、今議員仰せのとおり、暫定目標値につきましても、国のほうでいろいろ検討されている。現在50ngあるわけですが、それにつきましてもいろいろ検討されております。知見を集めて検討されているということです。そちらの状況を見ながら対応していくことが必要と思っておりますので、当市につきましても、先ほどありましたとおり、ちょうど9月3日の日に採水いたしまして、今検査機関へ依頼しているところでございます。どういった数値が出るかにつきましては、9月下旬に分かる予定でございますので、その状況を踏まえまして対応させていただきたいと思います。あと、数値につきましては、不安になってる方もいらっしゃるかと思いますので、ホームページや市報等で公表させていただきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ありがとうございます。きちんと測定して、きちんと周知するというのが、やはり大事なのではないかと思います。まだ暫定目標値なので、これからきちんと決まるとは思いますが、過度に恐れることはな

いけれども、私は正しく恐れの方がいいなという今認識です。いろいろ世界中ではこういう健康リスクがあるっていうふうな報告されておりまして、内閣府の食品安全委員会の評価書の中で、海外研究の事例を紹介しております。どんなふうな健康リスクがあるかというのをご存知であれば教えていただきたいと思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三 宅 良 文 君）

健康への影響についてですけれども、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、いろいろな報告がなされているようでございますが、どの程度の量が体に入りますと影響が出るかについてとか、そういったことがまだ十分な知見はないということで、検討いろいろ検討されているようであります。また、国内でPFASの摂取が主たる要因とみられます健康被害そういったものも発生したという事実は、まだ確認されていないようでございます。ただ、これらにつきましても、いろいろこれから研究されていくと思いますので、そちらも見ながら、今後も安全・安心な水道水の提供に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

発がん性があるということで、どんな発がん性があるかっていうのは、ここでグダグダ言っても仕方ないと思いますので控えたいと思いますが、日本の中で、岡山県吉備中央町で50ngに対して、1400ng平均があつて、血中濃度を測った27人中20人が、たくさんの病気を持ってて流産の経験もあったということで、やはりきちんと規制する必要があるというふうな健康リスクがあるということです。体の中から出ていくのに、摂るのを、水飲んだり、食べ物で摂るのをやめても、半減期が5年で、全く体から出ていくまで全く摂らなくて、40年かかるっていうことなので、これは恐ろしい、気をつけないといけないっていう、飲み水から入ってきて血液に入って、腎臓・肝臓、そういうところに溜まっていて、子孫にも、へその緒から移っていくということで、そういったことがあります。今言ったことが、因果関係があと2・3年で分かるそうなので、それもきちんと証明されて、危険度をきちんと伝えていただけたと思いますので、さらにテレビやニュース、国連の動きなども周知、気を付けてみて、尾花沢市の数値がどのくらいなのかというのが出てきてまた、一緒に考えていきたい。市民にも、大事なことは知らせ

ていただきたいというふうに思っております。これからずっと消えない物質で、フォーエバーケミカル、永遠の化学物質ということで、消えないっていうふうなことになっております。先ほどホッキョクグマの話もしましたが、そういったことで今後気をつけていかないといけないっていう問題を取り上げてみました。

私は、目を背けないで先延ばしする問題ではなくなったんだということを、認識をぜひ持っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後1時00分

◎議長（菅 野 修 一 議員）

再開いたします。

次に、9番 安井一義議員の発言を許します。安井一義議員。

〔9番 安井一義 議員 登壇〕

◎9番（安 井 一 義 議員）

それでは、先の通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

1つ目、旧パレットスクエアの進捗状況について。

令和4年11月に観光物産協会、シルバー人材センター等の入居していた施設利用の解体による建物の閉鎖の状況が続いている。現在の話し合いの状況及び活用のための今後の計画等、具体的にはどのようなになっているのかをお尋ねします。

1つ、閉鎖後の話し合いの状況で、現在検討できる活用方法の検討はなされたのか。

2つ目、建物以外、駐車場部分も含め、立ち入り禁止となっている状況ですが、雪押場等で活用してはどうでしょうか。なお、この通告は8月29日に行われたものをそのまま掲載しております。

2番目、災害時等の地区名は、どの基準で案内されているのか。

先日の豪雨災害や火災事故等の発生現場の防災無線や、戸別防災無線機等で案内が一般に行われている住居表示になっている。通例での旧表示のほうが市民にとって理解ができる。

1つ目、今後案内表示するようにできないのかお尋ねします。

続いて3番目、農地の地域計画作成状況と、今後の進め方についてお尋ねします。現状の優良農地の維持と、農地荒廃を防ぐための作付けしやすい農地へ整備が必要などの対策が求められています。農地へのアクセス道の市道・農道の維持管理、ほ場への水管理への設備の更新などの対応は計画的に進める必要があると考えます。農地にアクセスがよく、作りやすく、管理しやすい。生産者に寄り添った政策が必要ではないでしょうか。また、令和7年3月まで、地域計画の策定が必要で、現在準備が進められている中で、以下についてお聞きします。

1つ目、地域計画策定の進行作業状況等はどの程度までできているのか。

2番目、今後の就農者の高齢化、高齢者でもできる作業対策がまだまだ必要と考えます。栽培技術や、共同作業化、また新しい農作業機械、尾花沢にしかないような農産物等の掘り起こしをしてはいかがでしょうか。

4番目、高齢者の力を引き出せる活動を創造すべきでないか。

各地域にボランティア活動など、住民が主体となってさまざまな活動を行っている団体への支援として、老人クラブ、自治会、自主防災会などが挙げられます。なかでも、老人クラブの継続が難しくなっていると思います。高齢化のため活動ができなくなっているように感じますが、雇用期間も65歳まで延長があり、現役世代と呼ばれるなか、なかなか老人クラブへの加入がなく、廃止するところが出てきているというふうに思っています。

そこで1つ、老人クラブ登録基準が厳しいのではないかと。

2つ目、今後の高齢者の活動についてどのように考えているかをお尋ねいたします。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。自席に戻り再質問のほうよろしくお願ひいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

安井議員からは、大きく4つのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

なお、2つ目の災害時等の地区名はどの基準で案内されているのかにつきましては、担当課長より答弁いたさせます。

初めに、旧パレットスクエアの進捗状況についての

ご質問であります。6月の全員協議会におきまして、旧パレットスクエア跡地の経過報告についてとして、説明させていただきましたので、重複する部分もあるかと思いますが、その後の経過も含め、回答させていただきます。

旧パレットスクエアの土地につきましては、市で購入する方針を令和4年1月に議会に示し、その後、同年3月には、議長名により、敷地を市で購入し、民間資本の活用なども含め、市民に望まれる利用計画を早急に示すこと、とする提言を受けたところであります。

このことにより旧パレットスクエアについては、土地を市で購入し、活用を図っていくことで意見の一致をみたものであり、以降、所有者と話し合いを進めてまいりました。交渉を進めるなかで、所有者からは、建物の解体に国庫補助を活用したいという意向が示されましたが、その場合、解体に係る費用の3分の1を市が負担することになることから、折り合いがつかず話し合いは平行線状態となっております。

市ではこの間、市営バスの発着所としての借用契約を結びながら、継続した活用を図ってきたところでありますが、8月下旬に、所有者から建物の解体の意向が示され、バスの乗り入れに係る協議がメールで届きました。このことを受けて、所有者と話し合いを持ち、解体には市からの支援を要しないことを確認しておりますが、今後、さらに詳細な内容がわかり次第、議員の皆様とも情報を共有させていただきたいと考えております。

また、跡地の活用方法につきましては、まだ市の所有ではございませんが、有利な財源の有無や国庫補助を活用した場合に、どんな事業が行えるのか等の研究をしてきた経過がございます。また、議会からも提言をいただいております民間資本の活用については、地方創生アドバイザーにも調査研究を依頼しているものであります。

次に、旧パレットスクエアの駐車場を雪押し場等で活用できないかのご質問であります。今後解体が始まってくれば、当面は使用できないものと考えております。

続いて、農地の地域計画作成状況と今後の進め方についてお答えを申し上げます。

初めに、地域計画策定の進捗状況であります。この計画は、これからの農地利用について地域の方々で話し合っただき、令和7年3月までに策定することとされており、本市では旧町村単位による市内5地区で鋭意作成中であります。

平成24年からスタートした人・農地プランは、これまで35の、人・農地プランに基づいて農地の集積・集約化や、認定農業者等への支援を行ってきたところがありますが、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、地域計画として法律に位置付けられました。現在、本市における農地の集積率は約70%となっておりますが、人・農地プランが始まった平成24年に比べると40%以上増加しているようであります。これは、人・農地プランにおける話し合いを通じて、農地の所有者を対象とした機構集積協力金や農地の引き受け者を対象とした担い手支援事業による成果だと捉えていますが、コロナ禍や令和4年の米価下落の影響により農地の集積は頭打ち状態であり、また、農業従事者の減少もあり、耕作されない農地が増加傾向にある現状であります。

現在策定を目指している地域計画における目標地図は、地域での話し合いを通じて農地の集約を図り、農作業の効率化や作物の団地化を行うものであり、計画の策定や実行により本市の農業者の経営を安定・発展させることが可能になると考えております。

市では、地域計画を着実に策定・実行するため、昨年6月に県やJ A、土地改良区等の協力を得て地域計画推進連絡会議を立ち上げ、地域計画の策定主体である本市をはじめとした関係機関が、それぞれの役割を明確にした上で、連携し一体となって取り組んでおります。

11月までに人・農地プランの単位で出された意向を5地区ごとに協議してとりまとめて公表し、来年1月からは合意形成を図るために再度説明会を開催して、年度内に地域計画を策定するスケジュールとしております。

農地の整備に関しては、平成28年度から進めてきた大字六沢地内の圃場整備事業において、今年から整備の終わった一部の区域で作付けが始まりました。1枚約1ha以上の水田でのGPS機能付田植え機を使用した農作業、田植えは、耕作者の負担や作業コストの低減をもたらし、これからの水田農業の方向性を示してくれたものと捉えております。これからは、更に農業者が減少すると見込まれ、少ない人数で多くの農地を耕作するためには、大型機械による大規模農地での耕作に進んでいくのではと考えております。引き続き農地の大区画化や再整備を通じて、農地の有効活用と農家の負担軽減を進めてまいります。

また、地域計画の話し合いを通じて、集落営農の立ち上げや法人化による経営・生産体制の強化、新規就

農者への支援を通じて農業従事者の確保、農地の大区画化による大規模農業への取り組みと農地の有効利用につなげてまいりたいと考えております。特に、農地の区画整備には農地所有者の協力と理解が求められるほか、事業完了には年数もかかりますので、地域計画の話し合いを通じて地域の合意が得られるように支援してまいります。

次に、高齢化の中での農業についてのご質問ですが、本市の農業従事者については、新規就農者や親元就農者が増えてきてはおりますが、高齢化が進んでいる現状であります。機械化が進んでいるとはいえ、高齢者単独での農作業は困難な場面があり、後継者がいない場合には離農を考える農業者が増加してくることが懸念されます。高齢化が進む中、本市農業を維持していくためには、農業法人の設立や集落営農を組織していくことが将来的に必要なようになってくるのではないかと考えております。集落全体で営農を行えば農作業負担が分散され、高齢の農業者でも農業を続けることが可能となってきます。農業法人の設立や集落営農の組織化につきましては、地域計画の中で地域農業の将来の在り方についての話し合いの中で進めていただければと考えております。

また、高齢者が新たな作物に挑戦したい作物等があれば、技術指導なども含め関係機関と連携しながら支援を検討してまいりたいと考えております。

続いて、高齢者の力を引き出せる活動を創作すべきでないかのご質問にお答え申し上げます。

はじめに、老人クラブについてのご質問であります。老人クラブは、老人クラブ等事業運営方針により、おおむね60歳以上の会員により、地域を基盤に活動する自主的な組織であるとされ、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が期待されているところであります。

国では、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、老人クラブ活動等事業実施要綱を定めており、健康づくりを進める活動やボランティア活動の様な地域を豊かにする活動に対し、市町村が支援するものとしております。老人クラブの登録基準については、年齢要件はあるものの、特に登録基準が厳しくはなく、定年年齢の引き上げ等により、継続して就業されている方が増えていることから、新規会員が見込めないことによる会員の高齢化などが、老人ク

ラブの継続を困難にしているものと考えております。本市におきましても、老人クラブの団体数・会員数ともに減少傾向ではありますが、新たに団体を組織して活動を始めた地域もございます。活動を行う組織に対しましては、尾花沢市老人クラブ等活動助成事業により支援を行っており、今後も地域で安心して暮らし続けられるよう事業を継続してまいります。

次に、今後の高齢者の活動についてであります、第7次総合振興計画の基本構想の中で、地域福祉・支え合いの充実として、高齢化が進む中、年齢や心身の状況に関係なく、誰もが、自分らしく生きることを目指して、本市の強みである福祉ネットワーク、福祉隣組の一層の体制強化を図り、レクリエーションや趣味、茶会などで互いに顔を合わせ、一人ひとりが孤立することなく生きがいを持って生活できるよう、誰もが集える居場所づくりを拡充することとしております。

具体的には、ふれあいいきいきサロン、なかよしお茶のみ会などの事業を継続し、市民同士が気軽に集う身近な居場所づくりを進めながら、支援を図るとともに、高齢期のレクリエーション機会の充実を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

消防本部総務課長。

◎消防本部総務課長（加藤優君）

私からは、災害時の地区名をどの基準で案内されているのかについてお答えします。

現在消防本部では、火災発生時に消防団へ出動を伝達する手段の1つとして、防災行政無線を活用したサイレン吹鳴及び火点広報による出動放送を実施しております。また、消防団員への出動放送に合わせ、市民への情報提供として、一般広報という形で広報サービスを実施しており、その際の内容についてご質問をいただいたところでございます。

広報されます地区名につきましては、消防指令台に組み込まれているデータを音声に変換したもので、そのデータは発災地を正確に特定するための住宅地図情報となっているため、住所にない集落単位での地名の放送は難しいものとなっております。

参考までに、近隣の村山市・東根市のほか、村山地域・西村山地域の状況を見ますと、消防団への火災等の周知は、サイレン吹鳴のほかメール配信や災害ダイヤルにより周知を行っており、本市のように防災行政無線を活用し音声による住民への広報サービスを行っているところは無いようであります。

令和7年4月1日からは、尾花沢市、東根市、村山市の3市消防本部において、消防指令センターの共同運用が開始される予定でありますので、新たな消防指令センターが整備される際には、技術的な問題もあると思われますが、住民への広報サービスの継続を本市の要望として出させていただきますので、その際に集落単位での地名の広報についても協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎9番（安井一義議員）

丁寧なご答弁誠にありがとうございます。その中で何点か再質問させていただきます。

まず1つ目のパレットスクエアの進捗状況についてであります、平行線になっているということでしたが、話し合いが行われなかったのは市のほうではどのように考えているか。お願いします。

◎議長（菅野修一議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永沢晃君）

市のほうでは、土地の購入という形で議会との意見の一致を見ております。その際に、土地の購入費の予想されるような金額についても、議会から質問ありました。そういうふうな形で、持ち出しについての話も、議会のほうにも説明してきた経過があります。その中で改めまして、持ち出しが増えるような取り組みについては、私たちのほうでは、それで納得するものではないという形で、その持ち出しが増えることに対しての問題点については、うちのほうでは、さらに協議させてほしいということで、それを受け入れるつもりは、途中で考えを変えるつもりはありませんでした。そのため、その金額の折り合いという部分では、解体費にかかる費用の持ち出しというふうな部分について、当市のほうでは納得いくものではないという形で、平行線をたどったというふうな形になっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎9番（安井一義議員）

当初は、建物を残してそのまま何年か使った後に、解体も含めて計画を進めてはどうかというような意見もあった中で、土地の購入だけで進めるという市のほうの方向が出た中で、進んでいるなというのは報告をいただいている中で、承知していたところです。ただ、解体について、費用負担ということであったところで

すが、その辺については、市の負担があるということで、そここのところはできないということで今のご説明ということで、土地については、購入は変わらないんですが、その解体のところについては、そこまでは負担が大きすぎるのではないかというふうなところだったということで理解いたしました。

また今後、市営バスの発着場ということで、解体については、業者さんのほうで、所有者のほうでされるということなので、今市営バスの発着場については、どのように考えているか、お願いします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

バス停に関しましては、現在調整している段階でございますが、敷地内の一部をお借りして、プレハブを設置するような方向で現在調整しております。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

安井議員。

◎9番（安 井 一 義 議員）

トイレ等の設備も含めたものになるのかどうかは、ご検討されていますか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

トイレに関しましては、尾花沢タクシーさんの会社のほうのトイレを使わせていただくようなことで、何とかお願いしているような状況でございます。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

安井議員。

◎9番（安 井 一 義 議員）

現在もちょっと距離はあるんですが、待合所と、バスの通行できるロータリーのところを挟んで、尾花沢タクシーさん側の事務所のほうのトイレをお借りしているという状況でありますので、非常に使い勝手が良くなかったのかなというところは思っていたところですが、解体が始まるという情報がない中で、この通告を作ったところなので、ぜひ近くに必要でないかというふうな質問にしようというふうに思っていたところなのですが、解体の作業と邪魔にならないようなところで、またバスの通行にも支障きたさないようなところということで、両者のほうの歩み寄りが見られるような協議ができればなというふうに思っているところです。

あと、今後は市街地でもあり、近隣住民の要請等除雪等での利用等も考えられると思うんですが、今まで解体をしないで、解体が決まったということではなかったもので、立ち入り禁止のロープがあって、駐車場のほうも全て使用禁止という形での設定がされておりました。そこで、すぐ近くにある病院への通行の近道とか、冬期間での雪の押し場などということでの利用を考えていかないといけないのではないかとということで、この通告を作った時に考えていたところですが、今後は排雪事業等で十分利用も考えられると思いますが、その辺のところの計画などは何かないでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永 沢 晃 君）

まず市長答弁にもありましたとおり、今後解体が始まれば、やはり大きい意味での当面使えるという部分はほぼなくなってくるのかなと思っています。今後、解体のスケジュールについては、具体的にどういう場所まで活用するかというものも、解体スケジュールの打ち合わせの中で出してもらおうというふうな考えであります。その際に、その雪押し場として使える部分がまだその解体に要しないエリアとして残るのかという部分も、ぜひ聞いてみたいと思っております。今後解体が進んで、平場になった場合については、逆にそういう時期に有効に使えるのであれば、市が所有した段階で、皆さんとまた協議できればと思っています。でするので、直近では、今後の解体スケジュールに合わせて、使える場所があるのかも確認してみたいと思っています。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

安井議員。

◎9番（安 井 一 義 議員）

解体が終わらないうちの検討というのはやっぱり難しいかなというふうに思います。ただ、方向性といいますか、しっかりどんなものをとという地域住民の声も聞いていただく必要があるんでないかなと思いますので、その辺のところはしっかりと市のほうで所有できる期間が決まる前に、話し合いを進め、市が購入をしてから検討するのではなくて、購入の目処が立った段階で、話のほう進めていく必要があると思いますので、ぜひご検討よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、災害時等の地区名はどの基準で案内されているのかについてですが、データのほうが住宅地図情報となっているため、住所にない集落単位での地区名の放送は難しいということで、対応が難しいという

答弁をいただきました。やはり、どこで火災があったと、災害があった、事故があったというところについては、まだ地区名のほうが分かる方が多いのではないかと思いますので、その辺のところもしっかり話を聞いていただいて、対応のほうよろしく願いたいと思います。来年4月1日からは3市消防本部において、指令センターの共同運用ということになりますので、他の市のほうでも十分そういう尾花沢で、他でやってないからということではなくて、尾花沢でこういうのやってますということで、ぜひ進めていただければなというふうに思います。

あと、次に農地の地域計画策定状況と今後の進め方についてということで、コロナ禍で令和4年の米価下落の影響により、農地の集積は頭打ち状態ですということであります。ただ、今年の米価については、非常に買い取り価格のほうが上がっている状況のようです。そこで、今後は進むのでないかなというふうに思いますが、進むにあたって、集落営農と農業法人の違いについてちょっとお願いしたいと思います。農業法人については、個人が大きくその事業を進めるということですが、集落営農の立ち上げということで、集落の中での農業されている方が複数集まってということではないかと思うんですが、その辺の立ち上げ等については、実績があるのか、お願いします。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

まず集落営農と農業法人の違いというご質問でございますけれども、集落営農につきましては、集落の農家の皆さんが、共同で農業に農業生産ですか、農業生産の過程を共同で実施する組織であるというふうに捉えております。また、農業法人につきましては、一企業として、農業経営を営むということで、特に農地の貸し借りなどについては、農業法人では農地の貸し借りが可能であると、集落営農につきましては、農地の貸し借りについては、作業の受委託になってしまうという違いもあろうかと思います。現在、尾花沢市におきましての農業法人の組織数は、約30近くございます。また、集落営農につきましては、そばの生産を中心とした組織ということで、現在6集落の集落営農の組織がございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎9番（安井一義議員）

米だけじゃなくて、やっぱりスイカとかそばとかあ

とは、大豆だったりということで、いろんな作物がある中での農業ということになるかと思うので、ちょっと私のほうの認識が、もう米というふうなところしか見てないところがあったので、それについてはしっかりと畑地化も含めてしっかりと説明をできて、地区のやりたい人を探し出して、しっかりとフォローしていただければなというふうに思います。

あと、次に高齢者の力を引き出せる活動を創作すべきではないかということで、これは老人クラブの活動について聞いているところですが、登録基準が厳しいのではないかという私の思いですが、やっぱり65で地域のために日中動けるというイメージがあって、私の父親、母親の年代がもう80まもなく90ですが、その年代が非常に活発に活動してこられた実績があって、それを引き継ぐという形になるのかなというふうに思っていたところなので、65になったら老人クラブに入っていて、というふうに私は思っていたんですが、今現状では、もうそのまま新規の会員がなくて、老人クラブの高齢化が進んでいると。老人クラブの若い老人クラブといえますかね、60代でもからおおむね入れるということなので、60代でもできるような老人クラブを作っていないといけないのではないかなというふうに思っているところです。ただ、その仕事をしながらやるということなので、活動は制限されるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の1地区に1団体ということでないということなので、しっかりとその辺は見えていければなというふうに思っています。高齢者でもまだまだ作業ができたり、地域安全のためのいろいろな手助けができるというところをしっかりとみんなで活動できるような組織づくりが必要でないかなというふうに思います。そのお茶を飲むお茶会とか、いきいきサロン、なかよしお茶のみ会というところでの事業もあれなんですけれども、それ以外にもできる事業というのは特に制限はないということでよろしかったでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

制限ということですが、特に制限等はございませんけれども、老人クラブに限らず、お年寄りの方が気軽に集える場の提供について、ふれあいいきいきサロン、なかよしお茶のみ会でありますけれども、そういったことや、社会福祉協議会または地区公民館と連携しながら、そういった事業を継続してまいりたいと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）
安井議員。

◎9番（安井一義議員）

ありがとうございます。制限がないということなので、無理なくできる作業ということで、しっかりとみんなで行っていきなというふうに私は思いました。みんなで行って協力する、地区のためにいろいろ考えて頑張るということが、ボランティアという表現にはなるんですけども、みんなが必要としていることをしっかりとサポートできるような、そんな老人クラブということで、やっていければなって、やっていくクラブに作れるように、いろいろと手助けのほう、講習のほうよろしくお願ひしたいと思っています。

あとは、クラブの何人以上っていう人数制限とかはあるのか、ちょっとお願ひします。

◎議長（菅野修一議員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

老人クラブについての人数制限ということでありまして、特に人数制限等は設けておりません。少人数の場合でも登録はできますので、地域で登録したい方がいらっしゃれば、ぜひ福祉課のほうへ相談いただければと思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）
安井議員。

◎9番（安井一義議員）

人数の制限がないということで、非常に老人クラブだとその人数が多いというイメージがあった中で、みんなが入るというイメージがあったんですけども、少人数でもしっかり活動ができる組織に作っていけば大丈夫だということです。ぜひ各地区でしっかりとそういう活動ができるように、クラブのほうの後押しのほうご指導よろしくお願ひしたいと思っています。

以上で、私からの質問終わります。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

次に、6番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

〔6番 菅藤昌己議員 登壇〕

◎6番（菅藤昌己議員）

それでは先の通告にしたがって、一般質問の最後を担当させていただきます。今回の一般質問は果樹振興、伝統野菜と鳥獣対策、災害対策の3点でございます。よろしくお願ひします。

まず伝統野菜と言われる、カブ類、豆類が、いろん

な作物がありますけれども、本市においての種類と作付面積および状況はどうなっているかお聞きしたいと思ひます。やはり大切に守っていくための方策などあればお聞きしたいと思ひます。それにはやはり地域に任せるだけでなく、市全体で対応・応援することも大事になるのではないかなと思ひています。

次に本市では、いろんな野果菜を作っております。何をどのように作っているかというのは、市民も分からないし、なかなか分かりづらいというところがござひます。特に果樹類、さくらんぼ、山ぶどう、あとブルーベリーなんか作っている方いらっしゃいますけれども、量的には少ないんですけども、味的には、主産地に負けない素晴らしいものができております。この豪雪地帯の果樹については、いろんなハンデが大きいかなと思ひているところです。これについてぜひ振興をしていただきたいと思ひているところです。

また、道の駅の直売所ですけれども、その利用状況と、あと年中を通じての農産物の販売をどう計画するのか、お聞きしたいと思ひます。広く農家の人が利活用できるような体制をぜひ作っていただきたいと思ひます。

次に、鳥獣対策でございます。小動物による被害、特にハクビシン、これについては、外来から来た鳥獣ですけれども、小動物のこのハクビシンの被害が大きくなってござひます。屋敷畑に出没し、食い荒らす実態が出てきております。なかなか民家の近くでは銃など使えないと、その箱罠類を購入する場合、設置する場合、結構な値段もするということで、県内の市町村でも、多くの市町村が貸し出しを行っている現実はござひます。きちんと要綱等を設けて、箱罠の貸し出しを行ってはいかがと思ひております。

次に、丹生川、主に丹生川ですけれども、サギ・カワウなどが増えてござひます。漁業組合さんにおいて、鮎などを放流しておりますけれども、相当の数が捕食されると聞いてござひます。和合橋のところ、先日ちょっとたまたま通りかかったらば、鳥の数数えたんです。そしたら、40羽近い鳥がいたんですね、たまたま集まっていたんでしょうけれども、やはりまずは調査が必要だと思いますけれども、漁業組合、関係機関とも連携して、放流魚の対策を行ってはいかがかと思ひているところでござひます。

次に、災害対策でございます。今年の7月25日の豪雨対策は、未曾有の被害を被ったと。災害全般にわたって対策等についてご質問いたします。

1点目は、市民の緊急情報の周知方法について、こ

れまでいろんな形で議論されておりますけれども、防災無線、市登録メール、LINE等々で、いろんな周知がございます。その登録メール等の実態はいかかかと、やはりあの災害危険エリアに住む世帯ですけれども、自分では意識しているんですけれども、もうひとつ、なんていうかな、これ理解していない方がいらっしゃるように思っているところでございます。やはり危険地帯で、狭い地域でのエリアでの避難訓練または防災訓練等を何とかやれないかなと思っているところでございます。

2点目として、これまで夏場だけの訓練でなく、冬場の冬期間の避難訓練、防災訓練が必要だと常々思ってきたところでございます。豪雪地帯の本市は、特に屋根に雪が積もっているときの災害、あと避難通路の確保など、夏場では考えられないことが多いようでございます。冬場の救急車、消防自動車の入れるような裏通りの道路点検も必要ではないかなと思っているところでございます。

3点目、地域の防災力の強化を図ることを目的に、防災士の資格を持っていらっしゃる方が多いと聞いてございます。資格の人数と活躍の場をどのようになさっているのかお伺いします。また、防災士同士の横の連携はどうなっているかということでお伺いしたいなと思っております。

4点目、水害における消防団の活動はもちろん最重要でございます。新規加入団員が少ないというところで言われておりますけれども、企業の協力を得ることも非常に大切ではないかと、消防団の協力事業所表示制度がございます。その事業所の数を教えていただきたいと、その優遇制度として、建設工事入札制度審査基準において、地域貢献活動として、加点をしているというふうになってございますけれども、その実態について教えていただきたいというふうに思っております。

あと水害の中で、これまでいろんな話ありましたが、側溝について、非常に各地を回ってみると、重要だなと。側溝が埋まって、そこから走った水で法面が崩れたり、そういうのが多々散見されたように思います。やはり側溝の重要性を思ったわけでございますけれども、ぜひいろんなところで、今回いろんな災害あったんですけれども、点検等をお願いしたいと思っております。

最後に、銀山川についてですけれども、これまで銀山川の水量ですけれども、かなり豪雨の時増えてございます。私も何回か、相当の豪雨のときに見させても

らったんですけれども、白銀の滝なんか見ると、本当に相当な量で、近づきにくいような水量になってございました。やはり銀山川の水量が、道路すれすれになっていることも何回か見受けられました。これですけれども、抜本的な解決策でないですけれども、銀山川の分水も将来的には検討してみる必要もあるのではないかなと思っているところでございます。

以下の再質問については、自席にてさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

菅藤議員からは、大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

はじめに、果樹振興と伝統野菜の振興、それと道の駅直売所の年中販売計画についてお答えを申し上げます。

山形県における伝統野菜の定義は、概ね昭和20年から栽培されており、現在でも種子の入手が可能で、自家栽培で品種・系統が維持されているものとされております。尾花沢市では、南沢カブと牛房野カブの2種が登録されておりますが、南沢カブの生産者は5者で、作付け面積は0.2ha程度であります。牛房野カブにつきましては、若干名が生産されており作付け面積は把握できておりません。このように、伝統野菜の種子や栽培地は限定的であり、農家が営農目的で栽培するまでには至っておらず、現状における行政の支援としては、その存在や農法など栽培者が守ってこられた想いを広く発信することではないでしょうか。また、伝統野菜は若い方々からすれば、食べたことのない古くて新しい作物でもありますので、例えば高齢で栽培が難しくなった方から若い方々に引き継ぐため、その後の後継について市が支援していくこともあっていいのではないかと考えております。

本市における果樹類につきましては、さくらんぼや山ぶどうを中心に、主産地に比較すると作付面積は少ないのですが、JA等への出荷のほか、産直や贈答用にも生産されている状況であります。果樹を振興するうえで、主産地に比べ積雪量も多いため、樹木の維持管理の技術や生産体制などが課題として考えられます。現在生産されている生産者の方が、どのような生産・販売体制をとられているのか、また、市場における単価や実際の評価等、関係者からも意見を頂戴しながら、今後の果樹振興の方策を探ってまいります。

道の駅尾花沢につきましては、指定管理者制度を導入しており、現在はみちのく村山農業協同組合が指定管理者となっております。市では、これまで指定管理者と関係各課でつくる合同会議を毎年2回開催して、施設の改修のほか、課題や問題点を抽出して改善するなど、利用者目線に立った取り組みを行ってまいりました。

例を挙げますと、令和2年度には施設内間仕切りの改修、令和3年度には照明器具のLED改修等を行い、利用者の利便性を向上させております。その甲斐もあってか、令和5年度の総売上げは、約2億8,000万円の過去最高を達成しております。

直売所の形態としましては、指定管理者のもと直売出荷生産部会を組織して運営されており、会員数は110名、会員の市町毎の割合といたしましては、市内が7割で、村山市2割、大石田町1割との報告を受けております。品物に関しては、季節の野菜・山菜、スイカ・果物等、冬期はハウス栽培の葉物や漬物を中心とした加工品や乾物などであり、会員一同年間売上げ1億円を達成を目指して日々研鑽して取り組んでおられるようです。議員からは、農産物直売所における年間を通じた農産物の販売についてのご質問ですが、冬期間は尾花沢すいかのような主力商品がないため、売上げが大きく落ち込む時期であります。そのため、直売所の年中計画を通じた販売計画については、先ほども申し上げました、指定管理者のもと組織されている生産部会、また、農作物を普段扱っている指定管理者である農協と、今後の合同会議の際に議論してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策についてお答えを申し上げます。

有害鳥獣対策として鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にしたがうことになります。議員ご提案のハクビシンなどの有害な小動物を箱罠で捕獲することにつきましては、農作物被害報告があった場合、市では箱罠の設置資格を有する猟友会に有害鳥獣捕獲許可を発出し、お願いしております。しかしながら、箱罠による捕獲につきましては、餌で箱罠まで誘引するという性質上、多くの有害鳥獣をおびき寄せてしまうことにもつながりかねません。また、犬や猫などの動物が入ってしまうことも考えられますので、箱罠の導入に当たりましては、慎重に判断をしなければならないと考えております。

カワウ・サギ類につきましては、尾花沢市鳥獣被害防止計画において対象鳥獣としております。被害の状況ではありますが、カワウについては、丹生川の流域で

鮎、ハヤ、カジカ等を捕食しており、平成21年頃から被害が確認されております。サギ類については水田に生息しているオタマジャクシ等を捕食する際に水稻を踏み倒し生育に影響を及ぼすほか、カワウ同様、丹生川流域などでの鮎、ハヤの捕食被害が発生しているようであります。この様に、河川における魚族の食害につきましては、丹生川漁業協同組合から被害報告を受けており、市の補助制度を活用した追い払いを行っていただいておりますが、数日たつと戻ってくるというような状況のようであります。同漁協では年2回飛来調査を行っておりますので、そのデータも活用しながら行動域を精査し、県や丹生川漁協、丹生川流域である大石田町とも連携しながら対策を今後検討してまいります。

最後に、災害対策についてお答えを申し上げます。

尾花沢市の災害情報等を配信する登録制メールは、平成25年度にJアラート関連システムの整備時に導入し、国民保護情報や気象庁からの緊急地震速報、土砂災害警戒情報など、防災に係る情報をどこでも受信することが可能で、かつエリアメールとは異なり、通話中でも受信できるシステムであります。これまでの登録者は770名で、防災行政無線との連動により、登録者へは防災行政無線と連動したJアラート及び市からの個別放送などをメールにて送信しております。

また、戸別受信機につきましては、災害危険エリアや難聴区域の方への無償貸与事業を実施しており、令和5年度末現在で貸与数は104件となっております。登録制メールシステムについては、戸別受信機と同様の内容が確認できるシステムとなっており、メールによる通知で確認できるため、高齢者の方にも使いやすいものと認識しております。また、災害危険エリア等戸別受信機無償貸与事業については、毎年5月の市報にて周知を図り、推進に努めております。登録制メールや戸別受信機については、継続して周知を行ってまいります。さらに災害危険エリアのある地区に対しては、防災出前講座の呼びかけを行い、登録制メール及び戸別受信機貸与の推進とともに、引き続き自主防災組織による自助、共助の重要性を推進し、防災力の強化に向け取り組んでまいります。

続いて、冬期間の防災訓練についてお答えを申し上げます。

今年1月1日に発生した能登半島地震に際しては、冬期間における多くの課題が浮き彫りとなっております。これを受けて、山形県では積雪時の救助活動や避難所の寒さ対策など、冬期の特性をとらえた訓練を実

施することが重要と捉え、来年2月頃に、県内では初めてとなる冬期防災訓練を、山形県と尾花沢市合同で開催することが検討されております。

また、緊急車両の進入路については、毎年確認しておりますが、避難経路等についても状況を確認し、有事の際には早急な除雪の手配、迂回路の指定、協定締結先と連携を図り、オフロードビークルの手配を行うなどの対応をしております。

続いて、防災士についてのお尋ねであります。

防災士は、日本防災士機構が認証している民間の資格であります。令和6年8月末現在で全国では29万4,000人、山形県内には2,600人の方がおられます。本市の認証者数につきましては、令和6年2月末現在で34名、このうち16名の方が、山形県防災士会尾花沢支部へ加入されておられます。本市では山形県防災士会尾花沢支部と協働を図り、昨年度はジモト大学による北村山高等学校での避難所運営ゲームでの補助や助言を、また今年5月31日には、市主催の自主防災組織リーダー研修会での避難所運営ゲームの補助や助言者としてご協力をいただいたところであります。今後も、各地区において役割の重要性が増している自主防災組織と防災士会が協働して取り組めるよう調整してまいります。

次に、消防団協力事業所表示制度についてのお尋ねであります。当該制度は、全国の消防団員の約7割が被雇用者という実態を踏まえ、消防団活動に対する事業所の理解と協力を得るため、平成18年度に消防庁が整備したものであり、消防団員が複数名在籍している事業所や災害時、消防団に対して資機材等を提供していただける事業所などを対象とした顕彰制度であります。本市におきましても、その制度の趣旨に則り、平成20年度から、尾花沢市消防団協力事業所表示制度に取り組んでおり、令和6年4月1日現在、19の事業所に表示証を交付させていただいております。この制度の利点といたしましては、事業所の信頼性向上や地域防災体制の一層の充実が挙げられますが、加えて、本市におきましては、建設工事に関する入札参加資格を審査する際、協力事業所に対しまして、社会貢献による加点として15点を加算する優遇措置を整備しております。令和5・6年度の建設工事等入札参加資格審査の際には、12の事業所がこの優遇措置の対象となっております。全国的に消防団員が減少する中、本市においても7月25日の豪雨により甚大な被害を被ったように、近年では全国的に大規模な自然災害が頻発しており、消防団活動の意義は年々その重要度を増してお

ります。そのようなことから、消防団員の確保、さらには消防団協力事業所を増やしていくことが本市の地域防災体制の強化につながると考えておりますので、機会を捉えて消防団活動に関する情報発信を行い、消防団員と消防団協力事業所の獲得につながるよう努めてまいります。

続いて、側溝の点検についての質問にお答えをいたします。市道については、1級市道及び2級市道のいわゆる幹線道路の側溝点検につきましては、常時実施しております。ごみや泥が溜まりやすい箇所を確認して、優先順位をつけ順番に側溝清掃を実施しております。主に地区内に多くある3級市道及び4級市道の側溝については、土砂上げなど地区のご協力をいただきながら、管理している状況であります。年に数回、地区の共同作業として活動されているところもあり、側溝の維持管理に主体的に取り組んでいただいております。近年の大雨等による災害は以前より甚大なものとなってきておりますので、道路の冠水や家屋への浸水を防ぐためにも、今後も引き続き排水設備の管理を徹底してまいります。

最後に、銀山川の氾濫による温泉街への浸水対策として、河川上流に余水吐け等を設置し下流の銀山川ダムまで迂回させ、被害の軽減を図る提案についてお答えをいたします。

銀山川の上流は宮城県との県境付近で豪雨となった場合、支流から集まる雨水によって水量が集中し、温泉街での河川水位が上昇する危険な状況となります。現状の対策としては、市が策定する、銀山における災害対応マニュアルに基づき、基準に迫る水位になった場合は避難指示等の発令を行い対応しております。

議員ご提案の、銀山川の水を銀山川ダムまで迂回する方策として2つが考えられます。1つは山際に水路を整備して迂回する方法、もう1つは掘削により隧道を整備して迂回する方法で、いずれも地盤や岩盤の掘削をとまなうため、お湯の水脈等への影響を考慮した場合、どちらも着手は困難であると捉えております。現在は河川目視による避難指示等のソフト対策が中心ですが、近年の豪雨は以前に比べ、より頻繁に発生しておりますので、今後さらに危機的な状況が連続する場合は、本市観光拠点である銀山温泉街の安全確保のため、県・地元住民の方など関係者と協議を行って、対策する方法や、迂回の提案も含めて検討して参りたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず伝統野菜、伝承野菜というところもあるようですけれども、昔はやはりいろんな作物が自分のうちで種を取って、それを作っていたと。今ですけれども、やはりF1で1代雑種ということで、もうそこから取った種はもう使えないというところでの、今現状になってございます。やはり生きた文化財と言われる伝統野菜ですけれども、県の伝統野菜のデータによりますと、南沢カブの現状レベルですけれども、ABCDEの5段階でのB、振興方向、つまり振興方策をやっているかどうかBでございます。作付面積や種子の量もあるようでございます。南沢でピンクにこだわったまちづくりにおいて、南沢まつりについては、県内外から、その南沢カブを求めてやってきているようでございます。地元の農家も多く南沢カブを商業的に栽培している農家もおるようでございます。しかし、牛房野カブにつきましては、現状レベルでC、振興方向レベルでDであります。非常に厳しい状況にあるのが分かるかと思います。やはりこれまで牛房野カブを、畑を見つけて焼いて、焼畑農業をやっていた方が1人、佐藤さんって方がいましたけれども、それが数年前に亡くなりまして、その焼畑農業の農法も廃れていると、今現在、いらっしゃらないというところでございます。種子についても、どうなってるかっていうと、市内の種屋さんが、牛房野の農家に種子を取っていただいて、それでもって少し販売しながら細々とやっている、あとは自分の、牛房野の農家が、牛房野カブを作っている農家が、少しずつ取りながらやっているというのが現実でございます。まずこれについて農林課長、どのような感想をお持ちですか。現状をお伺いしたい。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

伝統野菜ということで、牛房野カブにつきましては、議員仰せのとおり、焼畑として、地域の伝統野菜、伝統文化として、これまで保存伝承されてきたんだなというふうに思っておりますが、先ほどもあったように、残念ながら1人の方がお亡くなりになりまして、今継承されていないという現状のようです。これまでの歴史と伝統もありますので、ぜひですね、今後も若い世代に、これまでの文化を引き継げるようなことができないか、いろいろ資料なども探りながら、若い世代に伝統文化を教えられるようなことをできないか、ちょ

っと検討してみたいというふうに思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

この牛房野カブの特徴なんですけれども、非常に繊維質が多くて、少し硬いという面があるんですけれども、食べていいですけれども、食べ方として、ふすべ漬けというんですか、ふすべ漬け、熱湯にくぐして、密閉して、そうするとものすごいわさびのような辛みが出る作物なんです。牛房野カブそのものも辛いんですけれども、そのふすべ漬けですけれども、皆さん葉わさび食ったことあります、葉わさび採ってきて、それを熱湯にくぐして瓶に入れるとすごい辛味が出るんですよ、あれと同じ原理なんですけれども、揮発性があるんですけれども、この牛房野カブのふすべ漬けについては、本当に美味しいものがあるかと思います。これについては、いろんな面で、このふすべ漬けを広く観光客等に勧めて行ってもいいのではないかなと、南沢カブについては、加工センター等で作っているときもあったんですけれども、牛房野カブについては、商業的になかなか難しいところがあるんですけれども、ぜひ牛房野カブの振興を図っていけたらなと思ってます。種子についても、どうやったらその種子を確保して増やせるか、栽培面積を増やせるか、または牛房野カブの保存会的なものができるのかどうかも含めて、ぜひ行政でも、市全体として、この牛房野カブを守っていききたいなと思っておりますけれども、再度農林課長いかがですか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

ご提案ありがとうございます。牛房野カブにつきましては、先ほど市長から答弁もありましたけれども、もう生産者が数名しかいないということで、まずは牛房野カブを保存・継承をしていくことが最も大事なことでないのかなというふうに思っております。いろいろPRしていったらどうかという話もありましたけれども、まずは生産者の皆さんが、今後どのように生産し保存していきたいのか、地域の皆さんとちょっとお話をさせていただきながら、尾花沢市でできることがあれば、支援をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

また、焼畑農業についても、全国的に非常に珍しいものだったんです、今現在残ってるのは、山形の温海かぶなんかも焼畑でやっていますけれども、ある人に聞いたら、まだこんなの焼畑農業をやっているところあるのかと、前にですけれども、びっくりされた経過があるんです。ですから、焼畑農業についても、再現できるかどうか分かりませんが、尾花沢の牛房野にあった文化として、ぜひ残していただけたらなと思っていますところでございます。あと視聴覚センターとか大学でも取材きて、ビデオ等も残っていますので、もしだったら、今後の教育等にも生かしていただけたらなと思っています。

続きまして、果樹の振興でございます。

尾花沢市において、非常にその果樹を作っている人が少ないですけれども、本当に美味しいものができるんですよ。ブルーベリーしかりさくらんぼしかり、さくらんぼをふるさと納税でやっていますけれども、送った人から、尾花沢でこんな美味しいさくらんぼができるのかと、食べてもらおうと、本場のほら、本場じゃないけれども、東根、天童、寒河江に負けない、本当に美味しいさくらんぼができるわけなんです。先ほどのちょっとさくらんぼのふるさと納税の中で、6,400件、さくらんぼの送るのがあったということですけれども、これ内訳何か教えて、ちょっと若干ずれますけれども通告なかったんですけれども、定住応援課長いかがですか。6,400件について、急に申し訳ないですけれど。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

お答えいたします。先ほどの土屋議員の一般質問の中で、今年度さくらんぼの未発送が6,400件ほどあったということで答弁させていただいておりますけれども、尾花沢市産のさくらんぼについても、寄附の申し込みをいただいております。大変美味しいというような声もいただいております。今年度、尾花沢市産のさくらんぼにつきましては、全て寄附者のほうには、さくらんぼの発送はできたというような状況であります。今回については、連携中枢都市圏の取り組みとして行っている共通返礼品のさくらんぼについて、未発送が出てしまったというような状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

ちょっと6,400件ってことで、ちょっとびっくりしてちょっと確認させてもらっています。それならば、地元産のさくらんぼは、しっかり予定通り送ったというところでございます。しかも、クレームもほとんどなかったと、大変喜ばれているというところでのちょっと話もあったもんですから、ちょっとお聞きしたかったところです、急ですいません。その他のブルーベリーなんかも、ふるさと納税で送っているんですけれども、非常にブルーベリーも評判が良いわけなんです。ですから、尾花沢ではスイカスイカと言わず、果樹も非常に作っては美味しいものができるわけなんです。ただあの、豪雪地帯で枝折れとかそういうのがあるから、冬の管理がちょっと大変なところありますけれども、ぜひ果樹振興についても、よろしくお願いしたいなと思っていますところでございます。今の果樹でも、さくらんぼの紅王という大きい玉の紅王のあれも作ってございます。ですから、いろんなところで新たにこの果樹を作る、または、新しい品種を作るといった場合に、市でも応援をしていかなければならないじゃないかなと、この果樹の応援することによって、やはり先ほど申し上げたように、ふるさと納税しかり返ってくると、応援した分必ず返ってくると、しかも農家も勇気があるというところで、ぜひ果樹振興についても応援したいと思うんですけれども、市長はいかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

果樹を、その我々がなんと言うんでしょう、別枠で扱うということではなくてですね、いわゆるスイカだけをなんていうんでしょうか、何か特別扱いということではなくて、私は少なくとも、この地が果樹、農産物がなぜ美味しいかというところをやはり着目し、豪雪、雪があることの水の恵みが素晴らしい農作物に変わっていると、もちろんスイカはもちろんのこと、それ以外の農作物、さくらんぼ、先ほどお話のありましたブルーベリーしかり、全ての農作物にやはり素晴らしい恵みがあるということから、全てのものは尾花沢産の全ての農産物、非常に美味しいということは、私は機会を見つけて、さまざまなお話を申し上げている。そういうことから、ふるさと納税においても、もちろん主力のものはどんどん伸ばしていき、それ以外のものについても、周知、皆さんに食べていただく機会がどんどん増えてきているというふうに私は認識しておりますし、これからも広げてまいりたいと

いうふうに思っております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

ぜひ果樹振興についても、よろしくお願ひしたいなと。先ほど申し上げたように、その振興に手を尽くした分だけ、必ずふるさと納税等、あとは農家のほうにも返ってくるというところで認識をお願ひしたいと思っています。

ちょっと離れますけれど、災害について申し上げます。先ほど、災害の中で消防のですけども、消防団協力事業所表示制度というところがございます。これについて、ボランティア的なもので、15点を社会貢献による加点として、15点を加算しているというところでございます。これについては、防災の協力団体として、建設業協会またはこの消防団協力事業所表示制度の中で、加わっているものどちらかというところで、ダブって加点というものになるのでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅 野 智 也 君）

お答えします。入札参加資格審査基準におきまして、社会貢献による加点ということで、市長のほうから答弁ございましたが、現在の制度では、災害時応援協定を締結しております建設業協会などの会員、あるいは消防団協力事業所のいずれかに該当する場合、15点を加算しております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

やはり災害協力の事業、建設業界、あとは消防団の協力事業所の表示制度に加わっている企業ということで、個人的には、どちらかというよりも、別々のほうが良いのではないかなというふうに思っているところでございます。あるところでは、更生保護の協力雇用主、例えば刑期を終えて出られた方を採用した企業等、これについての加点もしているところもあるようでございます。やはり1つだけじゃなくて、この更生保護の協力雇用主の企業、災害協力提携企業と消防団の協力事業所表示の中での企業というように、3つに分けて、点数を少し分散してはいいかと思うんですけども、これはすぐというわけにいかないですけども、ぜひ検討していただきたいんですけどもどうでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅 野 智 也 君）

現在の審査基準でございますが、建設業協会さんとは、毎年意見交換会をさせていただいております、今年度も7月に開催したところです。現在の審査基準につきましては、これまでの複数回にわたる意見交換会の内容も踏まえたものだというふうに認識しておりますので、菅藤議員仰る点について、事業所さんのインセンティブになるということは十分理解いたしますけれども、仮にですね、消防の協力事業所のほうを単独で加算するっていうふうにした場合、試算してみますと格付けのほうにも変動が生じるということを確認しております。したがって、今後、制度の審査基準の内容を見直すにあたりましては、例えば建設業協会さんとの話し合いなども含めまして、さまざまな考えであったり意見、さらにはですね、各業種ごとの格付けの業者数のバランスですね。そこら辺も十分に見極めながら判断していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

消防団の協力事業所については、建設業界さんについては、入札による加点があるというところなんですけれども、その他の製造業者、これどれくらいありますか。市内で、製造業者で協力している。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

消防長。

◎消防長（折 原 幸 二 君）

お答えをいたします。19ある消防団協力事業所の中で、建設業協会以外のものについては、7件ほどございます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

7件ほど、消防の協力事業所とあるわけなんですけれども、この製造業等の企業については、そういう協力事業所表示はありますけれども、その他にメリッ的なものはございますか。

例えば建設業界さんであれば、入札用の加点するとかありますけれども。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

企業振興室長。

◎企業振興室長（齊 藤 孝 行 君）

今消防団協力事業所表示の関係で、市内のほうで今

加盟している業者の中で、主に製造業の部分でのメリットはどういうふうな部分かということでありませけれども、こちらの部分、企業振興室としての考えでありますけれども、まず先ほどの市長答弁の中に、その入札制度の加点以外にも、社会的評価の向上であったり、あとは地域防災力の強化、あとは従業員の士気向上等のメリットがあると考えております。具体的に主に業種として、土木業者さんと同じような入札制度の加点ということでのメリットはございませんが、あとは企業として、消防団員がいることによって、その企業が火災が生じた場合とくに、消防団員がいることによって迅速な対応ができるかと思ひます。そういうふうな部分での、まずメリットがあるというふうなところと、あとは主に製造業の部分で、メリットはない状況ではあります、参加して賛同しているってことは、企業の中でそれなりのその趣旨に賛同してただけというようなことでの部分で、今現在その具体的なメリットがなくても入っていただいているってことでの状況があるかと思ひます。

今後、今の時点で企業振興室として支援等ということでは考えてございませんが、他の自治体等も調査しながら、自治体での課題であると認識しておりますので、関係課と協議しながら検討して行く必要があるのかなと思ひております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

やはり大きなメリットとは、あれなんですけれども、やはり御礼の意味を込めて、県、国の仕事なんでしょうけれども、表彰規程なんかも、設けられるのかどうか分かりませんが、ぜひ何年かに一辺、その表彰規程の中で、御礼を言う、または教育長自ら、7件であれば、ありがとうございますという御礼に行くのも良いだろうし、そういうところでの、何かあっても良いのかなと思ひているところでございます。県では表彰規程ございますよね。この制度について、何年かやった場合の規定ないですか。

◎議長（菅野修一議員）

消防長。

◎消防長（折原幸二君）

お答えをいたします。尾花沢市消防団協力事業所に対する表彰ですけれども、尾花沢市の消防団協力事業所表示制度実施要綱のほうに、協力事業所の協力内容等が著しいと認められる協力事業所については、尾花沢市消防団規則に基づき表彰することができるという

ふうに定めております。この実施要領に基づいて表彰を行うわけですけれども、県のほうの表彰規程には、この消防団協力事業所表示制度に対する表彰規定等は確認しておりません。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

1つ消防団の協力企業等については、集まってもらいかどうかは別にして、1つ御礼の意味を込めて、なんらかしらは必要ではないかなといったところなんです。

最後なんですけれども、先ほど市長から、1月に冬における避難訓練、防災訓練を行うというところなんですけれども、これはやっぱり非常に大事であって、やはり県内で初めてかどうか分かりませんが、みっちり避難訓練、防災訓練をやっていた方がいいなと思ひているところでございます。災害の内容については、いろんな災害あるかと思ひますけれども、地震なのかさまざま考えられますけれども、あと市と県がやりますけれども、国についてはあれですか、やはりそういう大規模なものではないと、市と県で十分だということでの考えでしょうか。つまり、せっかく、大雪の豪雪地帯の訓練でありますので、国からいろんな形で見ていただく、またはしっかり現場を見ていただくというのは大事なのかなと思ひますけれども、そこら辺のところはいかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

今回の計画されているのは、あくまでも県が主導ですね、一応毎年やっているものを、冬期で1回やってみたいというお話でしたので、国との関連ってところは、私らのところでは掌握しておりません。ただ、例えば私の、県を差し置いて私が計画してんではまたまずいんでしょうけれど、私の構想の中では、やっぱりできれば自衛隊にも参加していただく。自衛隊は国の機関でありますし、そういう面では国も関わっていただけるようになるのかなと。ただ国交省のレベルでなるとなると、また違う計画、例えば私が知りうる限りでは、例えば横浜市あたりで、国が主導してやっているなんていうのは、私ちょっと記憶ではありますが、この今回の分が、国とどういうふうに関連してくるのかということところはちょっと私も定かではないし、いずれにせよ、国のほうも注目してもらえる訓練ではあろうかというふうなものだと思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅 藤 昌 己 議員）

冬の訓練であって、いろんなことがあるかと思えます。今後の冬の防災訓練の見本となるように、市民みんなで協力し合いながらやっていただきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

これにて、一般質問を終結いたします。

次に、決算議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第2、認第1号「令和5年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認第6号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算議案6案件の審議については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって6案件の審議については、決算特別委員会を設置し審査することに決しました。

これより、ただ今可決されました決算特別委員会が開催されますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、本会議はただ今から休会となり、決算議案の審査終了を待って、9月25日に再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ今より委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本議場に決算特別委員会を招集いたします。

散 会 午後2時41分